

令和 5 年（2023年）12月 8 日（金曜日）

第 3 号

令和5年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第3号

令和5年(2023年)12月8日(金曜日)

出席委員

委員長

内田 尊之 君

副委員長

武田 浩光 君

清水 敬弘 君

今津 寛史 君

武市 尚子 君

寺島 信寿 君

渡邊 靖司 君

桐木 茂雄 君

中川 浩利 君

真下 紀子 君

新沼 透 君

花崎 勝 君

藤沢 澄雄 君

出席説明員

環境生活部長 加納 孝之 君

環境生活部
アイヌ政策監 相田 俊一 君

環境生活部次長 松谷 雅一 君

環境保全局長 竹澤 祐幸 君

自然環境局長 竹本 広幸 君

くらし安全局長 佐藤 圭子 君

スポーツ局長 高見 芳彦 君

アイヌ政策推進局長 高橋 奉己 君

総務課長 新井田 順也 君

環境政策課長 佐々木 聡 君

水道担当課長 岡田 朋子 君

循環型社会推進課長 本間 博人 君

水・大気環境
担当課長 久保 貴司 君

動物愛護管理
センター所長 小笠原 重喜 君

野生動物対策課長 小島 宏 君

エゾシカ担当課長 高杉 聖 君

ヒグマ対策室長 井戸井 毅 君

道民生活課長 本田 晃 君

スポーツ振興課長 松井 直樹 君

オリンピック・パラリンピック
連携室長 猪股 由起 君

象徴空間担当課長 高石 浩子 君

総合政策部長 三橋 剛 君

総合政策部
次世代社会戦略監 水口 伸生 君

総合政策部
地域振興監 菅原 裕之 君

総合政策部
交通企画監 宇野 稔弘 君

総合政策部次長
兼土地水対策課長 清水 茂男 君

官民連携推進局長 所 健一郎 君

計画局長 笠井 敦史 君

次世代社会戦略局長 上原 和信 君

地域創生局長 大野 哲弘 君

交通政策局長 千葉 繁 君

デジタル化推進
担当局長 西本 佳史 君

鉄道担当局長 斎藤 由彦 君

【第1分科会 12月8日 第3号】

物流担当局長 白戸 則 幸 君
総務課長 蓮見 光 志 君
官民連携推進局参事 高橋 憲 正 君
計画推進課長 佐々木 敏 君
社会資本・強靱化
担当課長 米谷 功 君
デジタルトランスフォーメーション
推進課長 漆崎 卓 哉 君
地域デジタル
担当課長 榎波 潤 記 君
情報政策課長 笠井 浩 君
情報基盤担当課長 守山 英 男 君
地域戦略課長 笹森 穰 君
地域創生担当課長 奈良 華 織 君
交通企画課長 菅野 圭 二 君

地域交通担当課長 齋藤 冬 樹 君
鉄道企画担当課長 佐藤 寿 志 君
物流企画担当課長 椋平 剛 史 君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 加藤 隆 行 君
議事課主査 井端 卓 君
同 中川 典 彦 君
同 斉藤 晃 俊 君
同 藤田 知 樹 君
同 吉本 麻 美 君
同 中澤 正 和 君
同 大西 健 君

午前 10 時 開議

○内田尊之委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔井端主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、赤根広介議員の委員辞任を許可し、新沼透議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

渡 邊 靖 司 委員

真 下 紀 子 委員

であります。

○内田尊之委員長 それでは、議案第1号ないし第3号、第10号、第11号、第14号、第16号及び第19号を一括議題といたします。

1. 環境生活部所管審査

○内田尊之委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

今津寛史君。

○今津寛史委員 おはようございます。自民党・道民会議の今津寛史です。

それでは、質問を始めさせていただきます。

初めに、野生鳥獣対策についてであります。

さきの一般質問でも、我が会派の同僚議員に対し、道からは、エゾシカ対策、ヒグマ対策ともに強化していくとの答弁をいただいています。今後、道がどのように実施するのかについて伺っていきます。

まず、エゾシカ対策についてですが、農林業被害の状況について、令和4年度のエゾシカによる農林業被害について、地域別、作物別の状況について伺います。

○内田尊之委員長 エゾシカ担当課長高杉聖君。

○高杉エゾシカ担当課長 農林業被害の状況についてであります。令和4年度のエゾシカによる道内の農林業被害は、総額で48億4600万円と、前年度から3億6600万円増加しており、地域別では、オホーツク、十勝、釧路、根室を含む東部地域で28億3300万円、空知、上川、留萌、宗谷を含む北部地域で9億4100万円、石狩、胆振、日高を含む中部地域で8億6000万円、後志、渡島、檜山を含む南部地域で2億1200万円となっております。

また、作物別では、牧草が17億9500万円と全体の37%を占めておりまして、次いで、水稻が4億4200万円、デントコーンが4億2800万円、ビートが3億7900万円、バレイショが3億1100万円などとなっております。

○今津寛史委員 捕獲数についてですが、令和4年度のエゾシカの捕獲数が確定したと承知していますが、これまでどのように推移をしているのか、また、地域ごとの状況についてもお聞かせください。

○高杉エゾシカ担当課長 エゾシカの捕獲数についてであります。平成24年度に14万4000頭と過去最多となった後、13万頭前後で推移していましたが、平成30年度に発生した国有林での誤射事故による入林規制の影響などから、令和元年度には10万7000頭まで減少しております。

その後、入林規制の解除などにより捕獲数は増加し、令和3年度には14万3000頭、4年度には14万5000頭と過去最多を更新したところであります。

また、令和4年度の地域別の捕獲数は、東部地域では7万4000頭、中部地域では3万7000頭、北部地域では2万7000頭、南部地域では7000頭となっております。

○今津寛史委員 道のエゾシカ対策推進条例では、生息数及び農林業に関わる被害が著しく増加し、捕獲数の措置を強化する必要があると認めるときには、緊急対策期間として設定し、捕獲等を重点的に推進するとされていますが、推定生息数の集計から除かれている南部地域をはじめとする道内の生息推定数の精度を高める必要があると思っております。道の見解を伺います。

○高杉エゾシカ担当課長 推定生息数についてであります。捕獲目標数の設定や捕獲対策の取組をきめ細かに進めるには、地域ごとに精度の高い生息数の把握が重要であり、専門家で構成されるエゾシカ対策有識者会議では、現行のライトセンサス調査では生息密度について高精度なデータが得られないことが課題とされているところであります。

このため、道では、生息数の推定精度のさらなる向上に向けて、道立総合研究機構の意見を伺いながら、今年度から新たに、石狩と胆振地域において、観測地点から個体の距離や方位を計測

【第1分科会 12月8日 第3号】

しながら生息数をカウントし、生息密度を測定するライントランセクト調査を実施しており、今後、南部地域を含む各地域での調査を順次進めるなど、より精度の高い推定生息数の把握に向けて取り組んでまいります。

○**今津寛史委員** 緊急対策期間の設定や対策強化の検討に当たっては、エゾシカと自動車との交通事故や列車運行の支障など、農林業以外の被害の状況も考慮し、エゾシカによる被害の増加に転じた時点で捕獲対策の強化を検討することが重要と考えます。

道は、来年1月からの緊急対策期間の設定に向けて取り組むとしているが、今後どのように設定や対策強化について判断していくのか、所見を伺います。

○**内田尊之委員長** 環境生活部長加納孝之君。

○**加納環境生活部長** 緊急対策期間の設定などについてでございますが、エゾシカの生息数は令和元年度から年々増加し、農林業被害額も2年度から3年続けて増加し、深刻な状況にあること、また、自動車との交通事故や列車運行の支障が令和4年度にいずれも過去最多となったことなども勘案し、このたび、来年1月からの条例に基づく緊急対策期間の設定に向けて取り組むこととしたところであります。

道といたしましては、対策期間の設定によりまして、国の施策を最大限活用したさらなる捕獲の上積みなど対策を強化いたしますほか、今後とも、生息数や農林業被害はもとより、交通事故や列車運行の支障の状況を十分注視し、こうした被害に増加の兆しが見られた場合には、速やかに専門家の御意見を伺い、国や市町村、猟友会など関係機関とも協議し、被害状況に応じた対策期間の設定や対策強化の検討を進めるなど、時期を逸することのないよう、エゾシカ対策に取り組んでまいります。

○**今津寛史委員** 続いて、ヒグマ対策についてであります。

これは、私が第2回定例会からこだわって質問を継続させていただいている件であります。

まず、補正予算について、今定例会では、春期管理捕獲を強化するために市町村に補助支援を行う補正予算が提案されているところでありますが、まず、春期管理捕獲の目的や狙い、補助内容を伺うとともに、もう間もなくですが、来春はどの程度の市町村で実施を想定しているのかについて伺います。

○**内田尊之委員長** ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○**井戸井ヒグマ対策室長** 春期管理捕獲についてであります。この取組は、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に、人里周辺に生息または繁殖する個体を捕獲し、低密度化を図るとともに、山の中で狩猟者に追われることで、人への警戒心を抱かせ、人里に出没する問題個体の発生を抑制するほか、捕獲に当たりましては、熟練者に経験の浅い狩猟者が同行し、捕獲技術の習得を行うことで、捕獲従事者の育成確保にもつなげていくことを目的としており、このたび補正予算として提案した事業は、捕獲従事者の方々に対する報酬や出動経費のほか、研修会等の開催や資材購入など、市町村が春期管理捕獲に要する経費の2分の1以内の補助を考えているものでございます。

来年の春期管理捕獲は、市町村へのアンケートなども考慮して、令和5年春に実施した19市町村の2倍に当たるおよそ40市町村以上での実施を目指しており、このたびの道の支援により、新たに実施する市町村のさらなる増加や出動回数の増加などによる捕獲頭数の上積み进行を期待しているところでございます。

以上でございます。

○今津寛史委員 次に、狩猟免許の取得についてであります、ヒグマをはじめ野生鳥獣の管理を適正に進めるためには、捕獲の担い手となる狩猟者の確保が必要です。

狩猟をするためには、前提として、都道府県知事が行う免許試験に合格して免許を取得しなければなりません。今年度、道が行う狩猟免許試験には多くの方が受験を希望したにもかかわらず、事前申請で抽せん漏れた方もいらっしゃったと伺っております。

狩猟者を増やす上での課題であるかと考えますが、近年の受験者数の推移、今年度の試験の実施状況と併せて、このような状況を踏まえ、道として今後どのように対応するのか、伺います。

○内田尊之委員長 野生動物対策課長小島宏君。

○小島野生動物対策課長 狩猟免許試験についてであります、過去3か年の狩猟免許試験受験者数は、令和2年度は全道で558名、3年度は762名、4年度は953名と年々増加しておりますことから、今年度は、実施回数を昨年度の31回から32回、定員を昨年度の1022名から1212名と増やしましたが、想定を上回る1276名が申請されたところでございます。

また、今年度は、これまでの電話による先着順の申込方法を廃止し、事前申請制を初めて導入したところ、特定の実施日の試験会場に申請者が集中した結果、12月及び2月実施の試験では153名の方が試験を受けられないこととなりましたことから、その方々全員に受験機会を提供するため、追加の試験を実施することとしたところでございます。

本道における野生鳥獣対策の担い手確保は喫緊の課題でありますことから、今後も受験希望者全員が可能な限り希望する試験を受けられますよう、実施の時期や回数、会場など、実施方法のさらなる改善について検討してまいります。

○今津寛史委員 このことに関しましては、狩猟者の高齢化等による担い手不足が叫ばれる中で、関心が非常に高まってきています。好機と捉えて、しっかりと希望者全員に試験の受験機会を提供されるように努めてください。

次に、捕獲従事者の育成確保とその身分についてに言及しますが、道は、これまで、ヒグマ従事者の育成確保にどのように取り組んできたのか。

例えば、地域で活動する消防団や鳥獣被害防止特別措置法に基づく実施隊については、非常勤公務員の身分を有することになっています。ハンターの確保に向けては、従事者の立場や待遇改善などを検討する場面に来ていると考えますが、現在の道の見解を伺います。

○内田尊之委員長 自然環境局長竹本広幸君。

○竹本自然環境局長 捕獲従事者の育成確保についてであります、道では、これまでも、ヒグマ捕獲従事者の担い手となる狩猟免許の取得者を確保するため、試験回数等の増加、出前教室の

【第1分科会 12月8日 第3号】

開催、講習会参加への補助など、様々な取組を行ってきたところでございます。

また、消防団の方々や鳥獣被害防止特別措置法に基づく実施隊のうち、市町村職員以外の捕獲従事者については、非常勤の公務員となり、公務として従事することとなりますが、ヒグマの捕獲に関し、市街地出没や春期管理捕獲に対応する捕獲従事者については、特段の身分保障がない状況でございます。

道としては、今後、道内市町村における捕獲従事者の補償や処遇等の実態や課題などの把握に努めながら、捕獲従事者の確保に向けた方策を検討してまいります。

以上です。

○今津寛史委員 さきの令和5年決算特別委員会には私も参加しておりましたが、その際、総括質疑において、知事より、ヒグマ対策を迅速に実行するために体制の整備を進めるとの答弁をいただいています。

その後のヒグマ対策室の強化の方針や振興局を含む体制強化の現在の状況について伺います。

また、第2回定例会において、私が一般質問させていただきましたが、後方支援を担う人材を適材適所に配置することによって対応力の強化につながるのではないかと提案させていただきましたが、道からは、幅広い分野の方々を登録の対象にした専門人材バンクの充実に努めるとの答弁がありました。

来年の出没対応に向け、この時期に準備を整えておくことが重要と考えますが、対応状況について併せて伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 体制の整備についてであります。道では、本年度、国が主催する研修に14名の職員を受講させるなど、専門的職員の育成確保に努めるとともに、10月に14振興局環境生活課の職員を本庁に兼務発令したほか、11月には本庁ヒグマ対策室に2名増員したところであり、本庁、振興局が一体となり、機動的に市町村を支援する体制の強化を図っているところでございます。

また、道では、ヒグマに関する知見や経験を有する専門家を派遣するヒグマ緊急時等専門人材派遣事業、いわゆるヒグマ専門人材バンクにつきまして、ヒグマの探索や追い払いの技術を有すると認められる方も人材登録の対象とするよう、8月1日付で実施要領を改正したところであり、現在、振興局から推薦があったドローン操縦技術を有する2名と9法人のほか、新たにヒグマの生態や捕獲の専門家2名と2法人について、専門人材選定委員会を開催し、新たに登録する方向で作業を進めているところであり、今後とも、地域の対応力の向上に向けまして、制度の充実に努めてまいります。

○今津寛史委員 専門人材について、これは一般の方にも広く周知して、理解を深めていただきたいと思います。

また、このヒグマ専門人材バンクについてですが、学識経験者のみならず、現場で実務に当たられる方が加わったということで、まさにチームとして機能できるような組織としていただきたいと思います。

次に、11月13日、まさしく私はこの場に立っていたのですが、朝10時、時を同じくして、知事が北海道東北地方知事会という枠で、環境省、農水省等々に要望に伺っていただいています。

その際に、国に、熊類の対策への支援について緊急要請を行っています。その内容、及び、その際の国の反応について伺いたいと思います。

○井戸井ヒグマ対策室長 国への要請についてであります。先月13日、北海道東北地方知事会として、国に対し、熊類を指定管理鳥獣へ指定し、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象とすること、人身事故防止に向けた市街地出没抑制に必要な捕獲に対する報酬や出動経費への支援、鳥獣被害防止総合対策交付金予算の十分な確保と熊類捕獲の困難さを勘案した、1頭当たりの捕獲活動経費の引上げや出動経費を交付対象とするなどの制度の見直し、人家周辺等での銃器の使用について、関係法令の運用基準の明確化や麻酔銃猟についての法令等の見直し、国における法制度や捕獲の必要性など、国民への正しい知識の発信などについて要請したところであります。

要請の際、環境大臣からは、地域の被害の深刻さを踏まえて、令和5年度補正予算を計上するとともに、指定管理鳥獣への指定の速やかな検討を指示したほか、ハンターへの誹謗中傷がないよう、国としてもしっかりと発信していくとの御発言があったところでございます。

○今津寛史委員 これに関連して、報道によりますと、環境省内に有識者による検討部会が立ち上がったと伺っておりますので、道として意見を求められた際には、迅速にきちんと意見表明できるように準備を整えていただきたいと思います。

次に、補正予算に関してですが、国では、令和5年度補正予算として、熊による人身被害発生の抑制のために7300万円を計上したと伺っています。

道としても、積極的に活用してヒグマ対策を推進すべきと考えますが、国の事業内容及び道の取組の考え方について伺います。

○竹本自然環境局長 国の補正予算についてであります。先般成立した国の補正予算におけるクマ緊急出没対応事業については、人の生活圏に出没する問題個体の調査や捕獲、人の生活圏への出没防止対策、出没に対応する連絡体制の構築を目的に事業を推進することとしており、道としては、国に対して、本道の状況をお伝えしながら、本道で効果的に実施できるよう取り組んでまいります。

○今津寛史委員 先ほどの狩猟免許試験の受験者の増加に関連するのですが、住民からの意見について伺いたいと思います。

ヒグマ対策については、様々な地域の方から多くの意見が道庁に寄せられていることと思います。どのような形で、どのような意見が多く寄せられているのか、その推移について伺いたいと思います。

○井戸井ヒグマ対策室長 ヒグマ対策への意見についてであります。主に、道政全般に関する相談窓口である道政相談センターや道の自然環境局のホームページに加え、電話により御意見が寄せられており、集計を始めた9月から11月までの3か月間では295件の意見が寄せられ、うち、電話が112件、ホームページが95件、道政相談は88件となっております。

【第1分科会 12月8日 第3号】

御意見の内容は、ヒグマの駆除を進めるなど対策の強化を求める御意見が141件、ヒグマの保護を求める御意見が57件、その他、入山を禁止すべき、山の中に餌場をつくるべき、海外の対策事例を参考とすべきなど様々な御意見が97件寄せられております。

以上でございます。

○今津寛史委員 関心が高まっている表れかと思えます。

また、私は、先日、たまたま地下歩行空間で開催している式典を見たのですけれども、武田主幹が一般の方に御説明したり、子連れの方がパネルを見ていろいろと学んだり、そういう機会はとても大事だと思いますので、理解の促進に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、ヒグマ捕獲への理解の促進についてであります。

地域では、ヒグマの出没の多さから、事故発生を危惧する声絶えない状況にあります。ヒグマ対策について不安に思っている道民も多いかと思えますが、先ほど伺ったように、様々な意見を持つ方もいらっしゃいます。

ヒグマ対策を進めていくためには、関係機関による訓練の実施などによる連携強化、捕獲従事者が法に基づき適正に行われた捕獲に関して、非難を受けることなく、安心して捕獲に従事できるようにしていくこと、また、道民に春期管理捕獲の取組や今後のヒグマ対策の方向性などを分かりやすく伝えていくことで理解を得ながら進めていくことが大切だと思いますが、最後に加納環境生活部長の見解を伺います。

○加納環境生活部長 ヒグマ対策への理解についてでございますが、人とヒグマのあつれきが高まる中で、道民はもとより、道外の方々に、法に基づく捕獲の制度や道のヒグマ対策の方向性や取組を分かりやすく伝え、理解を深めていただくことは重要と認識してございます。

このため、道では、ホームページやSNSなどを通じて、捕獲に携わる方々が安心して捕獲に取り組んでいただけますよう、捕獲の制度やハンターの方々の社会的な重要性などについて啓発を行いますとともに、国に対しても、法制度や捕獲の必要性など、国民へ正しい知識をしっかりと伝えていただくよう働きかけを行いました。

こうした取組に加えまして、春期管理捕獲実施の目的を、市町村はもとより、道民の方々に十分周知いたしますとともに、市町村や警察など関係機関と連携して実施している市街地出没時を想定した訓練につきましても地域の皆様にお知らせしますほか、ヒグマ管理計画について検討するヒグマ保護管理検討会を公開の場で行うなど、道のヒグマ対策について道民の皆様にご理解を深めていただけるよう、分かりやすい情報提供に努め、ヒグマ対策にしっかりと取り組んでまいります。

○今津寛史委員 昨日、私も公安委員会に対して質問させていただきましたが、非常に前向きに捉えていただいておりますので、ぜひ関係機関と協力して進めていただければと思います。

続きまして、スポーツ振興についてであります。

先月末に開催されましたIOCの理事会におきまして、2030年はフランス、2034年はアメリカのソルトレークシティに内定し、2038年についてもスイスが優先候補地に決定されました。一

部報道では、札幌市は、年内に関係者との協議の上で今後の方針を正式に決定するとされているものの、市長は、白紙にする、しないというよりは、もはや、事実上、今の段階で土俵がないと発言をしています。また、今日もたまたま道新に出ていましたが、任期内での招致活動の再開はなかなか難しいといった、断念をするような表現がありました。

このような状況ではありますが、本道で生まれ育った選手が、オリパラなど国際大会で活躍する姿は、子どもたちにとって大きな目標や励みとなるものであります。さらに、スポーツの力で地域の活性化を図ることもできます。

オリパラの招致にかかわらず、スポーツの振興は今後も重要であるとの認識の下、以下、スポーツ振興について伺います。

初めに、オリパラ招致についてです。

冒頭でも触れたとおり、2030年、2034年の招致がなくなり、2038年についても、現時点では、実質、対象外となっているところから、事実上、困難である状況です。

札幌市では招致担当部局を縮小したとも伺っていますが、道として、札幌市と連携して、これまでどのように招致活動を進めてきたのか、伺うとともに、現行の道の担当部局であるオリパラ連携室の業務体制を今後どのようにしていく考えなのか、伺います。

○内田尊之委員長　オリンピック・パラリンピック連携室長猪股由起君。

○猪股オリンピック・パラリンピック連携室長　オリンピック、パラリンピックの招致についてであります。道では、オリンピック、パラリンピックの開催は、スポーツ振興はもとより、地域活性化や観光振興、さらには、共生社会の実現につながるものと考え、東京2020オリンピックのマラソン競技に協力するとともに、冬季オリパラ招致については、2030オリンピック・パラリンピックのプロモーション委員会に知事が副会長として参画し、道内市町村へのポスター掲示依頼や道内の様々なイベント等でのPRブース出展のほか、道の広報媒体を活用した周知など、道内の自治体と共に札幌市の取組に連携協力してきたところでございます。

オリンピック・パラリンピック連携室につきましては、オリパラ招致に加え、知事公約であるアスリートの発掘、育成、障がい者スポーツの取組なども行っていることから、引き続き、これらの業務を着実にやっていく必要があると考えているところでございます。

○今津寛史委員　オリパラ連携室に関しましては、どさんこアスリートの発掘、育成、障がい者スポーツの振興など、本道のスポーツ振興においてまさに重要な業務と考えます。

オリパラという名称の変更等については検討されるかもしれませんが、今回の招致断念にかかわらず、影響されず、引き続き、専任の部署として、これらの業務をしっかりと継続していただきたいと思います。

次に、北海道スポーツみらい会議の活動と成果について伺います。

昨年7月に設立されました北海道スポーツみらい会議は、道内の各市町村やスポーツ関係団体、民間企業などが参画する官民連携のネットワーク組織として、オール北海道で本道のスポーツ振興に取り組んできたものと認識しています。

【第1分科会 12月8日 第3号】

これまでの活動と成果について伺います。

○内田尊之委員長 スポーツ振興課長松井直樹君。

○松井スポーツ振興課長 北海道スポーツみらい会議の活動と成果についてでございますが、官民が連携し協働するネットワーク組織として発足いたしました北海道スポーツみらい会議では、これまで、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰でも参加して楽しむことができる「北海道みらい運動会」や、世界レベルの選手や指導者を講師役に、小学生が複数の競技を体験する「きたえーるトップアスリートチャレンジ」、スポーツ医・科学をテーマとしたセミナーのほか、障がい者スポーツをより身近に感じていただくために「ポッチャフェス」を今年度、初開催いたしますとともに、これらの取組や本道にまつわるスポーツの話題などを公式SNSや道の広報媒体などを通じて発信してきたところでございます。

道といたしましては、プロスポーツチームや大学、企業などと連携したこれらの取組を通じて、スポーツに参画する意識を醸成し、する、見る、支えるといった多様な形での裾野の拡大につながっているものと認識しております。

○今津寛史委員 様々な取組を実施されてきたとのことですが、引き続き、官民連携、オール北海道で取り組んでいただきたいと思えます。

また、我が会派からも同僚議員が有志でチームを組んで参加をしましたが、「北海道みらい運動会」などのイベントは極めて重要です。こういった企画においても、道央圏だけではなく、ぜひ、地方開催の実施についても検討いただければ幸いです。

続きまして、今後の取組についてです。

これまで、スポーツ振興について伺ってまいりましたが、さきの決算特別委員会の場面でも、我が会派からの質問に対し、道としては、引き続き、ジュニア期からの戦略的な強化を通じて国際大会で活躍できるように取り組むと答弁をいただいています。

改めて、子どもたちの夢をつなぎ、本道のスポーツを充実発展させていくためには、オリパラの招致の有無に左右されず、様々な取組を着実に進めていっていただくのが重要かと考えています。

障がい者スポーツの分野でも、冬季に野外でスポーツに親しむ環境がまだまだ不足していると伺っており、冬季の障がい者スポーツ振興にも道として積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、本道のスポーツ振興に今後どのように取り組むのか、加納環境生活部長の見解を伺いたしたいと思います。

○加納環境生活部長 今後のスポーツ振興の取組についてでございますが、道では、これまで、スポーツを通じた心身の健康の保持、増進や持続可能な社会の実現に向けまして、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰でも参加して楽しむことができるスポーツ大会や、子ども向けスポーツ教室、冬季に屋外でパラスポーツを体験するイベント開催などを行いますとともに、ジュニア世代からのアスリート育成につきまして、戦略的な強化等に取り組んできたところでござい

ます。

また、年明けの1月末には、名称変更後初めてとなります国民スポーツ大会冬季大会が苫小牧市で開催されますことから、成功に向けて取り組む考えであります。

道といたしましては、これらの取組を着実に進めることで、スポーツの持つ力を最大限に活用し、北海道の潜在力を発揮しながら、生涯にわたり誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、北海道スポーツみらい会議と連携して、スポーツ参画人口の拡大や地域の活性化につなげてまいります。

○今津寛史委員 続いて、産業廃棄物処理について伺います。

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴される一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を再利用する循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーへの移行を目指すことが世界の潮流となっています。

また、海洋プラスチックごみによる環境汚染により、生態系、漁業、観光業などへの悪影響が懸念されているなど、環境への負荷が少ない循環型社会の形成は重要かつ喫緊の課題となっています。

特に、産業廃棄物は発生量が多く、リサイクルなどの推進が重要であります。道の産業廃棄物に関する取組について、以下、伺います。

まず、循環型社会の形成に向け、道ではどのような枠組みで施策を推進しているのか、基本的な考え方を伺います。

○内田尊之委員長 環境保全局長竹澤祐幸君。

○竹澤環境保全局長 循環型社会形成に向けた基本的考え方についてでございますが、道では、循環型社会の形成を加速させるため、平成20年に北海道循環型社会形成の推進に関する条例を制定したところでございます。

条例では、道や道民、事業者が果たすべき責務を明らかにするとともに、道として、循環型社会に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定することとし、この計画では、3Rの推進、循環型社会ビジネスの振興、バイオマスの利活用の推進、廃棄物等の適正処理の推進の4項目を循環型社会形成に関する施策の基本的方針として推進することとしております。

以上でございます。

○今津寛史委員 基本的な考え方を伺いましたが、道では、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る施策の経費に充てることを目的として、循環資源利用促進税を平成18年から導入しています。

産業廃棄物の排出量や最終処分量について、導入前と比べてどの程度効果があったのか、また、令和2年に策定した道の循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物の適正処理を推進するため、様々な目標を設定していると承知していますが、排出量と最終処分量の現状と目標の達成状況について伺います。

○内田尊之委員長 循環型社会推進課長本間博人君。

○本間循環型社会推進課長 税の効果や目標の達成状況などについてでございますが、産業廃棄物の排出量は、税の導入前である平成14年度の4160万トンから、直近の令和2年度には3993万トンに減少しまして、税の導入により一定の効果があったものと考えておりますが、令和6年度の目標である3750万トンに比べますと、達成に向けて243万トンの削減が必要となっております。

また、産業廃棄物の最終処分量は、税の導入前である平成14年度の154万トンから、直近の令和2年度には75万トンに減少し、これについても税の効果があったものと考えておりますが、令和6年度の目標である57万トンに比べますと、達成に向けて18万トンの削減が必要となっております。

○今津寛史委員 一定の効果があったということではありますが、それでは、道では、これまで税の活用についてどのような取組を行ってきたのか、事業費を含めて御説明いただければと思います。

○本間循環型社会推進課長 道の取組についてでございますが、道では、これまで、循環資源利用促進税を活用し、毎年、おおむね9億円の事業費で、主に、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る設備整備への補助のほか、技術的な課題等によりリサイクルが難しい産業廃棄物についての研究開発への支援や、リサイクルに取り組む中小企業に対する技術的な助言を行うアドバイザー派遣などを実施してきたところでございます。

また、道では、循環税事業についての検証を5年ごとに有識者の御意見を伺いながら行っており、令和3年度には、引き続き、税事業を実施していくことが必要であることに加え、脱炭素等の新たな視点にも配慮しながら、税事業の総合的、効果的な活用が必要といった御意見を踏まえて結果を取りまとめ、その後の事業に反映させているところでございます。

○今津寛史委員 最後に、今後の取組についてですが、本道は、四方を海に囲まれ、広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼やそこに生息、生育する野生動物など、豊かな自然に恵まれており、この自然環境から様々な恩恵を受けていることは言うまでもありません。

この豊かな自然環境を保全するためにも、環境への負荷が大きい埋立処分に頼らず、廃棄物の発生抑制やリサイクルなどを推進し、限りある資源を有効に活用していくことが重要と考えます。

道は、循環型社会の推進に向けて今後どのように取り組んでいくのか、特に自然環境への配慮の部分に関して、加納環境生活部長の見解を伺いたと思います。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、循環型社会の形成を推進するためには、廃棄物の発生抑制など、3Rの取組をより一層推進し、埋立処分量の削減などを図っていくことが重要であり、道といたしましては、引き続き、道民、事業者、行政などのあらゆる主体がごみの減量化やリサイクルを意識し、環境に配慮した生活や事業活動が行われるよう、普及啓発に努めてまいります。

また、循環資源利用促進税を活用し、リサイクル設備の整備や研究開発への補助、人材育成に

向けたセミナーの開催、道が認定したリサイクル製品のPRなど、産業廃棄物の排出やリサイクルを行う事業者への支援を行いますとともに、循環資源の利活用に関し、産学官から成る北海道循環資源利用促進協議会におきまして、課題解決に向けた方策を検討するなどしまして、リサイクルの推進や最終処分量の抑制に努め、本道の優れた環境を次の世代に継承し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会が形成されますよう取り組んでまいります。

○今津寛史委員 終わります。ありがとうございました。

○内田尊之委員長 今津委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

清水敬弘君。

○清水敬弘委員 改めまして、おはようございます。

私からも、通告に基づきまして、環境生活部の所管事業について、順次質問してまいりたいと思います。

今ほど今津委員からも質疑がありましたが、メディア報道でも御案内のとおり、本道と東北6県及び新潟県で構成する北海道東北地方知事会では、先月13日、伊藤環境大臣に対し、甚大な被害が広がっているヒグマ並びにツキノワグマに関して、指定管理鳥獣とするよう要望したと承知しております。

まずもって、国が、ヒグマを含めた熊類を指定管理鳥獣に追加するよう検討を始めたことについて、これまで、暦年にわたり、粘り強くヒグマ対策に汗をかいてきた道庁所管部としての受け止めを伺います。

また、熊対策として、国においては7300万円の補正予算が措置されました。さらに、本道でも、本定例会におきまして、1500万円の補正予算を提案されているところであります。

これら予算措置により、道は、今後どのような個別具体の取組を行おうとしているのか、併せて伺います。

○内田尊之委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 国の動向と道の対応についてであります。11月13日に、北海道東北地方知事会として、国に対し、熊類の指定管理鳥獣への指定などについて要望を行ったことを受け、国において、指定管理鳥獣への指定の検討が始まったものと認識しており、この指定により、国の交付金を活用した生息実態調査や捕獲従事者の方々の育成、人里周辺への出没抑制のための捕獲強化に資する事業の実施が可能となるため、道の現状をお伝えしながら、引き続き働きかけを行ってまいります。

また、国の補正予算によるクマ緊急出没対応事業につきましては、国が示している、人の生活圏に出没する問題個体の調査や捕獲手法の検討などの事業を本道で効果的に実施していただけるよう、国と連携して取り組んでまいります。

さらに、道として、春期管理捕獲の強化を目的に補正予算として提案した事業は、捕獲従事者の方々に対する報酬や出動経費のほか、研修会等の開催や資材購入など、市町村が春期管理捕獲に要する経費に対し道が支援を行うこととするものであり、新たに実施する市町村のさらなる増

加や出動回数の増加などによる捕獲頭数の上積みを期待しているところでございます。

以上でございます。

○清水敬弘委員 ヒグマ対策室長より、国と道のこの先の対応策を伺いました。

環境省は、指定管理鳥獣の検討指示においては、地域事情などに鑑み、専門家より意見などを聴取し慎重に判断するとの方針で、認定時期こそ未定ではあるものの、やっとヒグマが指定管理鳥獣に追加検討になったことで、現場では、次年度以降、より踏み込んだヒグマ対策に着手できるものと安堵の声が上がっております。

そのため、本定例会の一般質問において、我が会派の代表格質問において、より重厚なヒグマ対策として、地域づくり総合交付金を活用すべきである旨の質問をしたものであります。

国は、ついに動きを見せました。この機運を逃さず、道としても、基礎自治体と連携し、ヒグマ対策により踏み込んだ方向性を示していくために、地域づくり総合交付金の利活用を含めた対策支援を強化していくことが極めて必要であると考えますが、改めて道の見解を伺います。

○内田尊之委員長 自然環境局長竹本広幸君。

○竹本自然環境局長 ヒグマ対策の支援についてであります。道としては、ヒグマ保護管理検討会において、適正管理の捕獲目標の設定のほか、ゾーニング管理の導入、生息実態調査の在り方、効果的な普及啓発手法などについて具体的な検討を行い、ヒグマ管理計画の充実にに向けた見直しを進め、ヒグマ管理の方向性を示してまいります。

また、このたび補正予算として提案した事業は、地域づくり総合交付金のエゾシカ緊急対策事業とほぼ同様の経費を対象とする補助制度を創設し、捕獲従事者に対する報酬など、市町村が春期管理捕獲に要する経費に対して支援するものであり、今後、市町村に十分周知し、働きかけを行い、捕獲頭数の上積みを目指し、人里への出没抑制や捕獲従事者の育成確保につなげてまいります。

以上です。

○清水敬弘委員 自然環境局長からも、道庁所管部として全力でヒグマ対策に努める旨の見解を伺いましたが、地域づくり総合交付金のヒグマ枠の創設は見送るとのことです。

我が会派の代表格質問でも質問しましたが、これまで本道には生息していないイノシシが指定管理鳥獣になっていたにもかかわらず、全国規模の被害にまで拡大していたヒグマ及びツキノワグマが指定されていなかったことに対する暦年におけるじくじたる思いがようやく新たなフェーズに入ろうとしているときであります。

補正予算の事業で、春期管理捕獲におけるほぼ同様の経費支援であるとのことですが、これまでも、環境生活部、そしてヒグマ対策室の粘り強い取組に対し、決定的に欠けていたものは予算増額とより踏み込んだ対策措置であります。

補正予算の編成による一過性のものではなく、この機運を逃さずに、補正予算以降、次年度以降の明確なビジョンを確立した上で、今の緊急対策と中長期的な恒久対策の両全が地域住民各層から求められているのであります。

本件は、大変重要かつ命を守る政策であります。北海道東北地方知事会において、本道を代表し緊急要請した知事の所見を直接伺いたいと存じます。委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、本道におけるアライグマ対策について伺います。

特定外来種であるアライグマは雑食とされておりますが、スイートコーンをはじめ、イチゴやスイカ、メロンなどといった果物も好物であることから、多くの農作物に被害を及ぼしており、令和4年度の農業被害額は約1億4400万円と、過去最高の昨年度を下回ったものの、依然として高い水準の被害額であります。

また、繁殖力が高く、広範囲に移動するため、現在では、ほぼ全道に生息域が拡大し、これまで、全道164市町村で生息が確認されております。

これまで、アライグマを効率的に駆除、捕獲するため、春期捕獲推進期間として、春先の集中的な捕獲が有効とされており、道もこの期間の捕獲に取り組んでいるものと承知しております。

そのため、アライグマの春期捕獲推進期間における、今春も含めたこれまでの取組実績について、まず伺います。

○内田尊之委員長 野生動物対策課長小島宏君。

○小島野生動物対策課長 アライグマの春期捕獲についてであります。道では、アライグマの個体数の削減に向け、出産や子育ての時期で捕獲効果の高い3月から6月までの4か月間を春期捕獲推進期間として設定し、市町村に対して積極的な捕獲を促しております。

この期間中の捕獲は、春期捕獲の取組を始めた平成27年の2904頭以降、年々増加の傾向にあり、令和5年には1万2577頭と、この9年間で4倍以上に増加しております。

○清水敬弘委員 続けて伺います。

本年3月、道は、地域での効果的かつ効率的な捕獲を支援する目的で北海道アライグマ捕獲プログラムを策定したと承知しております。

根絶が唯一許される野生動物、特定外来種のアライグマの根絶、駆除などに向けて、今後、どう捕獲プログラムを活用し、対策を進める考えなのか、伺います。

○小島野生動物対策課長 捕獲プログラムについてであります。このプログラムは、本道からのアライグマ排除を目指し、地域における実効的な捕獲対策を進めるため、捕獲の実施主体となる市町村自らが生息実態を把握し、それを踏まえてどのような対策を講じるべきかといった方向性を定めるための支援ツールとして、本年3月に道立総合研究機構と共同で策定しており、様々な機会を活用し、市町村へ普及しているところでございます。

アライグマは、広範囲を移動する習性があり、複数の市町村による連携体制の構築が重要でありますことから、道といたしましては、今年度、市町村職員や捕獲従事者などを対象に、捕獲プログラムの運用方法や捕獲の進め方などを習得いただく講習会を開催するほか、プログラムを広域的に展開するためのモデル事業としまして、市町村や関係機関で構成する協議会を設置し、専門家による捕獲技術の指導や、近隣市町村が連携した捕獲の実践などを進めているところでござ

います。

今後は、モデル事業の成果を踏まえ、より効果的で効率的な捕獲手法を全道に展開し、アライグマ対策の一層の強化に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 野生動物対策課長より、捕獲プログラムを含めた万全のアライグマ対策について伺いました。

先ほど質疑しましたヒグマとはまた違う、一連の駆除、捕獲対策の難しさがアライグマにはございます。

私が生まれた1970年代にテレビアニメの影響で人気を博して以降、アライグマの繁殖能力の高さ、俊敏に加え、どうもうさなどは見た目からは想像がしにくいことなども起因するとの専門家の見解もありますが、引き続き、基礎自治体及び各関係機関と連携を深め、効果、効率を兼ね備えたアライグマの捕獲手法を全道に波及する取組を強化することなどを指摘いたします。

次に、本道におけるエゾシカ対策についても伺います。

これまで、ヒグマ及びアライグマ対策の見解を伺ってきましたが、本道における野生鳥獣の農林水産業の被害で8割を超えるのは、エゾシカの食害でございます。とりわけ、牧草やデントコーンなどの農畜産物被害が極めて甚大であるため、道では、近年のエゾシカの推定生息数と農林業被害の増加を踏まえ、年明けの1月からエゾシカ緊急対策期間の設定に取り組むものと承知しております。

そのため、この緊急対策期間においては、どのようなエゾシカの対策強化を進めていく考えなのか、伺います。

○内田尊之委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 エゾシカの緊急対策期間などについてでございますが、エゾシカの生息数は令和元年度から年々増加し、農林業被害額も2年度から3年続けて増加し深刻な状況にあり、また、自動車交通事故や列車運行の支障が令和4年度にいずれも過去最多となったことなども勘案し、このたび、来年1月からの緊急対策期間の設定に向けて取り組むこととしたところであります。

道といたしましては、今後、先般成立した国の補正予算を活用した捕獲の強化に取り組むとともに、道の地域づくり総合交付金を活用しました、新たな冬期間の雌鹿捕獲の強化に取り組むほか、道による捕獲事業の拡充に必要な指定管理鳥獣捕獲等事業の予算増額などについて、引き続き国に強く働きかけながら、市町村や猟友会など関係機関と密接に連携を図り、国の施策を最大限活用したさらなる捕獲の上積みに取り組むなど、エゾシカ対策を強化してまいります。

○清水敬弘委員 今ほど、環境生活部長より、緊急対策期間の具体の取組を含め、エゾシカの捕獲強化の見解を伺いました。

しかし、部長、乳牛66頭を襲った史上最強のヒグマとまで恐れられた「OSO18」を怪物に変えたのはエゾシカかもしれないとの専門家の見解を御存じでしょうか。過去最多の生息数を更新していた本道で、エゾシカの死骸を食べて肉の味を覚えたのではないかと指摘する専門家の向き

があります。

先ほど今津委員からもありましたが、産業廃棄物法並びに鳥獣保護法違反となってもエゾシカの大量不法投棄などが報道される昨今、山が熊のレストランなどとやゆされることから、エゾシカとヒグマのみならず、本道の有害鳥獣対策は全体俯瞰の視点から総合的に行わなくてはなりません。

本件におきましても、大変重要かつ喫緊の課題であります。部長を先頭とする道庁所管部の野生鳥獣対策の本気度を知事は本当に共有しているのでしょうか。知事の所見も直接伺いたく存じます。委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、ウポポイへの誘客促進について伺います。

令和2年7月に民族共生象徴空間・ウポポイが開業し、本道では初めてとなる国立博物館のアイヌ民族博物館がオープンし、本年7月には、3周年となる記念式典が開催されたと承知しております。一方、この開業から3年の間、コロナ禍の影響などによる人流抑制や施設の臨時休業など、大変に厳しい運営状況であったと認識しております。

こうした中、今年5月、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、これまでの2類相当から5類感染症となり、改めて、様々な方策によるウポポイへの誘客促進に向け、関係者の皆様と力を尽くしていく必要があると考えます。

新型コロナウイルス感染症の分類が引き下げられたことにより、本道では、インバウンドを含む道内外の観光客の方々のにぎわいが見られるようになったものと承知しております。

開業以来のウポポイのこれまでの来場者数の推移、誘客促進に向けての今後の対策などについて併せて伺います。

○内田尊之委員長 象徴空間担当課長高石浩子さん。

○高石象徴空間担当課長 ウポポイ来場者の推移についてでございますが、2度の緊急事態宣言による臨時休業等により、開業初年の令和2年度は22万2794人、翌令和3年度は19万618人とどまり、感染防止対策が緩和された昨年度は36万9038人増加したものの、今年度は、11月末現在で28万6473人の状況でございます。

このことを踏まえ、国は、本年10月、観光産業に関する学識者等で構成する検討会を設置し、年間来場者数100万人を目指すウポポイ誘客促進戦略の策定に向けた検討を進めているところであり、地元自治体である道も、オブザーバーとしてこの検討会に参加しているところでございます。

これまで2回開催された同検討会におきましては、各委員から、来場者が楽しめるエンターテインメント性が必要、来場者側目線でのウポポイの見せ方の検討、来場者参加型のコンテンツの拡充など、ソフト面、ハード面の工夫を充実させるべきとの、総じて、来場者目線での意見が示されているところであります。

○清水敬弘委員 続けて伺います。

文化庁は、さきの東京オリパラ大会を契機に、文化財の活用のためのバリアフリー化事例集を

取りまとめたことと承知しております。観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財については、障がいのある人、高齢者を含む全ての人が、より快適に親しむことができる環境づくりを目指すとしております。

そのため、多くの来場者を迎えることを目指しているウポポイにおきましても、バリアフリー化の充実に向けて取り組む必要があると考えます。

このため、ウポポイでは、障がいを抱える方々への配慮にこれまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○高石象徴空間担当課長 障がいをお持ちの方への配慮についてでございますが、ウポポイでは、来場された皆様に充実した時間を過ごしていただけますよう、車椅子の貸出しや車椅子対応エレベーター、オストメイト用の設備を備えた多目的トイレを設置するとともに、音声テキスト化しスマートフォン等で表示するアプリや、手話通訳アプリの利用環境を整備しているところです。

また、伝統の歌や踊りを観覧いただける体験交流ホールでは、聴力の弱い方々にも楽しんでいただけるよう、専用の機器の貸出しを行っているところであります。

道といたしましては、今後も、障がい等の有無にかかわらず、多くの方に、ウポポイを楽しみ、また来たいと感じていただけるよう、様々な機会を活用しながら、来場者の声を伺うとともに、管理を行う国に対して、改善すべき事項についてしっかりと申し伝えてまいります。

○清水敬弘委員 今ほど、象徴空間担当課長より、様々な取組についてのこれまでの報告を伺いました。課長、御案内のとおりです。また来たいと思ってもらえるやり方が大切なのです。

ある障がい者の方からは、何かよく分からなかった、せっかく行ったけれども、全体俯瞰してよく分からなかったというお言葉もあります。これらを叱咤激励として、いまだ対策途上の段階であることを認識しなくてはなりません。

現時点で見えている改善すべき事項を速やかに集約し、課長が御案内のとおり、国に申し伝えると同時に、ウポポイを楽しみに来場された方々に、名実ともに、また来たいと実感してもらえするための様々な改善方策に道として主体的に取り組むことなどを指摘いたします。

最後になりますが、今秋、本道では、アドベンチャートラベルワールドサミット——ATWSが開催され、64か国、約750名余りの国内外の旅行会社やメディア、観光協会などが参加されたと承知しております。

このような国際的な会議やイベントは、本道をアピールする絶好の機会であると考えます。そのため、アドベンチャートラベルワールドサミット——ATWSにおいて、ウポポイ及びアイヌ文化をどのように発信したのか、また、こうした国際会議やイベントなどを含めて、多様な主体と連携協力した取組などが誘客促進には大変重要と考えますが、この先の誘客促進対策を含めた見解を伺います。

○内田尊之委員長 アイヌ政策推進局長高橋奉己君。

○高橋アイヌ政策推進局長 誘客促進に向けた取組についてでございますが、道では、本年9月

に開催されたアドベンチャートラベルワールドサミット——ATWSでは、各国の観光事業者の皆様に対し、アイヌ舞踊の披露や工芸品の展示を行うなど、海外に向けたアイヌ文化の発信に努めたところであり、また、ウポポイについては、ATWSに先駆けて開催されましたプレサミットアドベンチャーや公式プログラムとして企画、提供されましたエクスカーションにおきまして、ツアーの視察先に選ばれたところでございます。

年間来場者数100万人の達成につきましては、現在、国の有識者検討会において検討が進められておりますが、道といたしましても、広く国内外の観光客の皆様の興味、関心を高めるため、国際会議の北海道開催等におけるウポポイの活用について、国や関係機関などへ働きかけるとともに、国や市町村、関係団体、企業などとの一層の連携強化に努め、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 今ほど、アイヌ政策推進局長より、国内外を問わず多様な主体と連携協力し、誘客促進に資する取組などの見解を伺いました。しかし、局長、御案内のとおり、30万人未達という状況でございます。

年間来場者数100万人に向けて大きなハードルが山積しておりますが、ウポポイだけに限らず、インバウンドも、あるいは、本道に魅力や関心や希望を持って来てくださる外国人技能実習生も、そしてまた、国内で本道に就職、移住、定住を願う全ての方々から選ばれる北海道でなくてはなりません。

本日の質疑でお伝えさせていただきました本道の有害鳥獣に対する万全の対策はもとよりであります。本道の歴史観をたくさんの方々にも魅力とともに国内外に発信する民族共生象徴空間・ウポポイにおける粘り強い取組を繰り返し発信していくことなどを指摘し、私の質問を終えたいと思います。

○内田尊之委員長 清水(敬)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

武市尚子君。

○武市尚子委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず、動物愛護センターについてであります。

道は、令和6年度から、道央地区において基幹センターを開設し、全道4か所での動物愛護センターの本格運用を開始すると承知しています。センターを円滑に運用していくためには、動物愛護に関わる様々な関係団体との連携が重要であることから、これまでも、同僚議員から、道と関係団体との連携の考え方や取組状況について質問してまいりました。

道内の動物愛護団体は、独自の施設を有するものから個人ボランティアに至るまで、その規模は大小様々で、また、活動範囲についても、全道域にわたるものから地元レベルのものまであり、各団体とも限られたマンパワーや資金の中で大変御苦労されながら懸命に活動されていると伺っています。

そこで、今後のセンター運用に関わる動物団体とのさらなる連携についてお伺いいたします。

【第1分科会 12月8日 第3号】

初めに、来年度から道内で順次、本格運用される各センターの役割や主な業務についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 動物愛護管理センター所長小笠原重喜君。

○小笠原動物愛護管理センター所長 センターの運営についてでございますが、道では、令和6年度までに、道央、道東、道北、道南の4地区に、順次、動物愛護管理センターを配置することとしており、道央地区には基幹となるセンターを整備し、犬、猫の引取りや飼育、譲渡等の業務に加え、動物愛護の普及啓発や関係団体などとの連携調整を担う道内全体におけるセンター運営の総合調整を行う拠点施設とし、他の3地区のセンターはサテライトセンターと位置づけ、各地区において、犬、猫の引取りや譲渡等の業務を行う予定であります。

また、基幹センターは、サテライトセンターに対し、技術的な指導助言、業務の調整などを行い、道内のセンター業務を総括するとともに、災害発生時には、基幹センターのユニットの一部を切り離して被災地へ運び、被災した犬、猫の保護や飼育等を行う災害対策拠点としての役割も果たすこととしております。

○武市尚子委員 来年度からの4地区でのセンター運営の開始に向けて、今年度は、各地区において実証事業や本格運用を開始したと承知していますが、これらの事業実施において、動物愛護団体とどのように連携を行ってきたのか、お伺いします。

○小笠原動物愛護管理センター所長 動物愛護団体との連携についてでございますが、令和5年度は、道北地区では北見市の、道南地区では函館市の動物愛護団体にそれぞれ業務を委託して実証事業を実施しているほか、今後、本格運用を行うに当たり、課題や対応方策などについて検討を行うため、地区ごとの獣医師会、市町村、動物愛護団体などで構成するワーキンググループ会議を開催し、冬期間における搬送方法やセンター間での情報共有の必要性など、貴重な御意見をいただいたところでございます。

また、令和5年度に本格運用を開始した道東地区では、音更町の動物愛護団体に、道央地区では、酪農学園大学にセンター業務を委託しておりまして、両地区では、譲渡会や普及啓発を実施する際に、他の動物愛護団体と協力して行うなど、センターと動物愛護団体が連携して取り組んでいるところでございます。

○武市尚子委員 これまでも、センター業務の運営に関して、動物愛護団体との連携を進めているとのことですが、先ほど述べたとおり、道内には多くの動物愛護団体が存在し、個人ボランティアまで含めると相当な数に及ぶと考えますが、道では、そうした団体についてどの程度把握を行っているのか、お伺いいたします。

○小笠原動物愛護管理センター所長 動物愛護団体の把握についてでございますが、道では、これまでも、各振興局の環境生活課において、犬、猫の譲渡や動物愛護に関する普及啓発などの取組を行ってきておりまして、そうした業務の中で把握している動物愛護団体は50団体でございます。

また、本年5月には、動物愛護団体との連携を強化するため、北海道動物愛護管理の推進に関

する団体登録要領を定めまして、道と連携して動物愛護の取組を進めていただける団体の登録を開始したところでございます。

○**武市尚子委員** 道は、今年度から動物愛護団体の登録制度を開始したとのことですが、この登録制度の制定の経緯や目的、登録した団体との連携内容など、制度の概要についてお伺いいたします。

○**小笠原動物愛護管理センター所長** 団体登録制度の概要についてでございますが、道では、昨年度、センターの運営体制の構築に向けた検討を行う運用体制検討会議におきまして、今後、道と動物愛護団体との連携をより一層深めていくには、連携先となる団体の活動内容や規模を把握できる仕組みを構築することが必要との意見や、動物愛護団体からの意向も踏まえまして、本年5月に団体登録制度を創設したところございまして、現在の登録数は5団体となっております。

この制度は、道と登録団体との連携協働体制の構築を通じて、道の動物愛護施策の強化を図ることを目的とし、保護、収容した犬、猫の飼育や譲渡、動物愛護やペットの適正飼育などに関する普及啓発、地域における不適切な飼育に起因する住民トラブルへの対応などについて、道と登録団体とが連携を図ることとしております。

○**武市尚子委員** 登録制度で登録された団体はまだ少ないようですけれども、拝見いたしますと、犬、猫だけではなく、爬虫類の動物愛護団体も含まれております。

私は、さきの第2回定例会において、犬、猫以外の動物の保護、動物愛護について道の見解を伺ったところ、道からは、犬、猫以外の動物の引取りについては、法律上の義務づけがなく、センターの機能として定められてはいないが、動物愛護団体などと連携して飼養先の確保に取り組んでいること、また、今後とも、犬、猫以外の動物についても、命あるものとして適切な保護や引取りなどが行われるよう、関係団体と連携を密にし、協力体制の構築に努めるとの答弁をいただいたところでありまして、今回の登録制度においても、早速、その取組を進めていただき、大変うれしく思っております。

さて、先月、「あいにく」に決まった動物愛護センターの愛称には、多くの道民からの応募があったとのことであり、道民や動物愛護関係者のセンターに寄せる期待や機運は高まってきているものと考えております。

道は、来年度、道内4か所で動物愛護センターが本格運用することを契機として、動物愛護団体との連携についてどのように認識し、動物愛護施策をどのように推進しようと考えているのか、お伺いいたします。

○**内田尊之委員長** 環境生活部長加納孝之君。

○**加納環境生活部長** 今後の動物愛護施策についてでございますが、道では、令和3年に「動物愛護管理業務のあり方」を取りまとめ、本道の広域特性を踏まえたセンターの配置や動物愛護団体を含む幅広い関係者との連携による業務運営など、動物愛護センターの運用に関する考え方を示しましたほか、地域の実情に応じたセンター運用に向けた実証事業を行うなど、動物愛護セン

【第1分科会 12月8日 第3号】

ターの整備に向けた取組を行ってきたところでございます。

動物愛護団体や個人ボランティアの方々には、犬、猫の取扱いに関する豊富な知識や経験、多様な情報ネットワークを有しており、道といたしましては、今後、動物愛護センターの業務を円滑に運用していくためにも、登録団体の一層の増加に取り組むなど、動物愛護団体の方々などとの連携が不可欠と認識してございます。

今後は、動物愛護センターが本格運用となることを契機に、登録いただきました団体をはじめとする動物愛護団体の皆様とセンターが、犬、猫の譲渡や普及啓発、地域における課題対応について協働して取組を進めるなど、愛護団体やボランティアの方々の皆様と連携を一層密にして、適切かつ円滑な運営に努め、道民の皆様が動物の命を尊重し、人と動物が共生する社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○武市尚子委員 御答弁いただいたとおり、動物愛護団体の方々には並々な情熱、行動力、発信力を持っておりまして、ぜひ連携してその力を活用していただきたいと思っております。

一方、動物愛護団体の方々には、限られたマンパワーと資金の中、情熱や使命感だけをよりどころに頑張られているといった面も否定できないと感じております。個々人の善意だけに依存する仕組みは危うさをもはらむと考えているところであります。道は、このような動物愛護団体の力を借りるだけでなく、どのような形で支援をしていけるかということも併せて考えていただきたいと思っております。以上、指摘とさせていただきます。

先ほど、清水(敬)委員からはウポポイの件について質疑がございましたが、私からは道外におけるアイヌ文化の発信についてお伺いいたします。

今定例会の一般質問におきまして、我が会派の同僚議員からの、北海道ならではの文化として、日本全国へ広め、あらゆる機会を通じて浸透に努めることが重要との質問に対し、道からは、アイヌ文化を体験する機会を全国に広めていきたい、来年1月、九州国立博物館と共催でアイヌ文化のイベントを開催するとの答弁がございました。

九州地域でのアイヌ文化のイベントは道として初めてと聞いており、今回の取組は、全国各地へ広げていくためのキックオフ的な位置づけとも考えられますが、道外での取組、今回の九州国立博物館での共催事業の内容等について、数点お伺いいたします。

道では、これまで、主として首都圏でアイヌ文化発信の取組を行ってきたとのことですが、その具体的な内容と成果などについてお伺いします。

○内田尊之委員長 象徴空間担当課長高石浩子君。

○高石象徴空間担当課長 首都圏でのアイヌ文化の発信についてでございますが、道では、これまで、国や関係機関、民間企業等と連携し、首都圏におきまして、アイヌ文化の発信や来道促進に向け、道内のアイヌ関連施設をめぐる旅のモデルコースを掲載した情報誌の配布、東京駅八重洲口の大型ビジョンでのPR動画の放映、イベントでのプロモーション、老舗百貨店と連携したアイヌ工芸品の展示、販売や、ウポポイのPRに取り組んできたところであります。

こうした中、今年度は、代々木公園での「大北海道展」の会場におきまして、北海道コンサド

ー札幌と協働し、チームのホームページやSNSでの開催告知をはじめ、当日、イベント会場では、マスコットキャラクターの「ドーレくん」と一緒に、多くのサポーターやマスコットのファンにウポポイやアイヌ文化の魅力をPRするほか、百貨店との連携では、日本橋、新宿のほか、横浜、大阪などでも、アイヌ文化に関わる展示やPRが行われるなど、首都圏を中心にアイヌ文化になじみが薄い層へも幅広く発信できたものと考えております。

○武市尚子委員 このたび、首都圏以外の取組として、九州国立博物館と共催し、アイヌ文化発信イベントを開催することとしていますが、そこに至った道の考え、経過などについてお伺いします。

○高石象徴空間担当課長 九州国立博物館との共催イベントについてでございますが、多くの方々がアイヌ文化を知り、アイヌの人々への理解を深めていただくためには、世代や環境にかかわらず、アイヌ文化に直接触れ、体験する機会をできるだけ多く創出することが大切と考えており、このため、道では、教育旅行におけるウポポイなどの活用促進やアイヌの人々の伝統的な食や道具をテーマとしたイベントの開催、スマートフォンで簡単に視聴できる動画の配信等に取り組んできたところであります。

今回のイベントにおきましては、これまでの取組に加え、新たな試みとして、さらに広い地域の皆様にアイヌ文化を直接体験できる機会の創出を図ることを目的に、展示テーマのコンセプトが「旧石器時代から近世末期までの日本の文化の形成」であり、アイヌの歴史や文化と親和性が高い九州国立博物館を開催場所とし、具体的な事業の企画提案を添えまして、道から九州国立博物館へ共同開催の申入れを行ったところ、同博物館の内部審査を経て、共催事業として開催する運びとなったものであります。

○武市尚子委員 アイヌ文化のイベントは九州地域では初めてとのことですが、アイヌ文化になじみが薄いと思われる地域での集客を含めたPR・広報活動については懸念される要素も多いかと思われまます。

このたびのイベントでの広報活動について、どのように取り組むのか、イベントの具体的な内容も含め、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 アイヌ政策推進局長高橋奉己君。

○高橋アイヌ政策推進局長 九州国立博物館でのイベントの内容についてでございますが、今回のイベントは、アイヌ文化を直接体験していただくをコンセプトに実施するものでございまして、具体的な内容といたしましては、来年1月23日から28日までは、平取町二風谷のイタやアットゥシなどの工芸品の展示や衣装の試着体験を、期間中の27日と28日は、アイヌ民族をルーツに持つ方々による博物館ミュージアムホールでのアイヌ舞踊の披露やムックリの演奏など、体験型ワークショップなどを実施する予定でございます。

また、イベントのPRにつきましては、九州国立博物館の御協力を得まして、同博物館のホームページやSNSでの発信のほか、ポスターやリーフレットを九州各地の大学や博物館、美術館、観光案内所や道の駅に掲示をしていただくとともに、加えて、アイヌ文化をリアルに表現し

【第1分科会 12月8日 第3号】

た漫画の実写版の活用についても、現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○武市尚子委員 多くの方々に体験していただけるように期待しております。

冒頭でも申し上げましたが、今回の九州国立博物館との共催事業は、全国各地へアイヌ文化の普及、理解促進の裾野を広げ、興味、関心を促すことで多くの方々に来道していただくための好循環を形成するキックオフ的な位置づけとも考えられます。

今回の取組を契機に、今後どのように展開していくのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 環境生活部アイヌ政策監相田俊一君。

○相田環境生活部アイヌ政策監 道外におけるアイヌ文化の発信についてでございますが、アイヌの歴史や文化に対する理解を促進し、アイヌ文化の振興を図るためには、国内外のより多くの皆様に御来道いただき、ウポポイや道内各地のアイヌ関連施設に訪れていただいて、アイヌ文化に触れ、体験していただくことが重要でございます。

このため、道では、これまで、アイヌ文化の発信や首都圏を中心とした来道促進のプロモーションに取り組んでまいりました。

このたびの共催イベントは、これまでの取組をさらに前進させ、他の博物館との協力などにより、全国各地のより多くの地域の方々を対象に実施しようとするものでございまして、道外の皆様に来道と呼びかける取組のみならず、実際にアイヌ文化を体験し、その一端に触れていただくことで、一層、興味、関心を高め、本道への来訪意欲の醸成を図りたいと考えているところであります。

道といたしましては、今回の九州国立博物館でのイベントを通じて、会場に足をお運びいただいた方々や関係者の御意見、マスコミやメディア等を含めた現地の反応などをしっかりと把握し、得られた事業結果や成果を踏まえまして、今後のアイヌ文化の発信の在り方に向け、活用してまいります。

以上でございます。

○武市尚子委員 次に、環境教育についてであります。

現在、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を進めているほか、ヒグマやエゾシカなどの野生生物とのあつれきの発生やプラスチックごみによる海洋汚染など、喫緊に取り組まなければならない様々な課題があります。

これらの課題を解決し、北海道の恵み豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、道民や事業者、市町村など、全ての方々が自主的、積極的に環境保全活動に取り組む必要があり、そういった意識を高めるためにも環境教育を進めることは極めて重要であると考えます。

道では、本道における環境教育を推進し、道民、民間団体等と協力しながら、道民一人一人の具体的な行動を促していくため、平成26年度に北海道環境教育等行動計画を策定しましたが、10年が経過し、環境教育を取り巻く情勢も大きく変化してきています。

そこで、環境教育の推進に関して、順次伺ってまいります。

初めに、北海道環境教育等行動計画について、道では、この行動計画に基づき、環境教育に関する各種施策を推進していると承知してはいますが、行動計画の概要についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 環境政策課長佐々木聡君。

○佐々木環境政策課長 環境教育等行動計画の概要についてでございますが、平成26年に策定した本行動計画は、環境教育等促進法に基づく行動計画でありますとともに、北海道環境基本計画における、環境に配慮する人づくりの推進を総合的、体系的に進めるための個別計画として位置づけております。

計画の期間はおおむね10年間とし、目指す方向として、道民一人一人が参加し、協力しながら持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりを進めることを掲げまして、それを実現するため、人材の育成や効果的な活用、環境教育の機会の提供や環境配慮行動の意識づけなど、六つの区分から成る34の推進施策に取り組むこととしております。

また、取組の推進状況を把握するために指標を設定するとともに、毎年、道の関連施策の実施状況に加え、市町村や民間団体が行う環境保全活動等の取組事例などを取りまとめ、それらの結果を公表することとしております。

以上でございます。

○武市尚子委員 次に、環境教育に関して、現在道が行っている取組の状況について、その成果と課題を含めてお伺いします。

○佐々木環境政策課長 現在の取組状況についてでございますが、道では、参加・体験型の環境教育のプログラムの実践や指導者の育成を行う「環境の村事業」、地域で開催される環境学習講座に専門家を派遣する「e c oーアカデミア」といった事業のほか、北海道環境財団や道教委と連携して、小学生を対象にSDGsを活用した環境教育を行う「北海道フロンティアキッズ育成事業」など、行動計画に基づき各種施策を実施しているところでございます。

こうした事業に関しまして、昨年度、参加者などに行ったアンケートでは、環境教育について新しい気づきがあった、今後も地域における環境学習の取組を継続したいなど、肯定的な御意見をいただき、一定の成果があったと考えております。

一方で、事業の認知度が低く、積極的に周知したほうがよい、子どもがこのような環境教育に触れる機会が増えるとよいといった課題も挙げられましたことから、周知範囲の拡大や効果的なPRなど、取組の改善に努めているところでございます。

以上でございます。

○武市尚子委員 御指摘のとおり、確かに今の子どもたちは、私どもの子ども時代と比べて環境に対する意識が高くなったなというのは感じているところでございますが、このような機会がもっと増えるとよいと思われますので、引き続きの御努力をお願いしたいと思います。

また、道内では、市町村や民間団体など、各地域で様々な取組が行われていると思いますが、その取組状況についてもお伺いします。

○佐々木環境政策課長 各地域の取組についてでございますが、道では、毎年度、市町村をはじめ、学校、事業者、NPOなど、様々な主体を対象に環境教育の取組状況について調査を実施しておりまして、令和3年度の調査では、道内各地で行われた602件の取組事例を把握したところでございます。

主な取組といたしましては、ごみ拾いなどの環境美化活動や地域の自然と触れ合う生き物観察会など、環境教育と環境保全活動を併せ持った取組が多く見られました。

このうち、近年の環境問題をテーマとした特徴ある取組といたしましては、気候変動に関しまして、二酸化炭素の実験を通じた温暖化防止の啓発活動ですとか、廃プラスチックのリサイクルに関するものといった、ペットボトルが原料の生地を利用したTシャツを生徒がデザインして作成するといった、学校と企業のコラボ事業などの報告があったところがございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、オンラインを活用いたしましたセミナーが多く開催され、移動しなくても気軽に参加できる形式への変化が見られたところがございます。

以上でございます。

○武市尚子委員 道民自らが環境問題について考え、行動に移していくための環境教育を推進するに当たっては、道民の意向や意識を把握することは重要であります。

道では、今年度の道民意識調査において、道民の環境配慮に対する意識についても調査したと承知していますが、その結果についてお伺いします。

○佐々木環境政策課長 道民意識調査の結果についてでございますが、道では、今年度の調査内容の一つに、環境配慮に対する意識に関する項目を設定し、環境問題への関心や環境に配慮した行動などについて調査をいたしました。

まず、関心ある環境問題につきましては、地球温暖化問題、海洋プラスチック問題や海洋汚染、リサイクルや廃棄物の適正処理の順に関心が高く、日常生活における環境配慮行動につきましては、十分行動している、または、少し行動していると答えた方の合計が71.8%でありまして、令和元年度の前回調査から約12ポイント上昇したところがございます。

また、日頃から行っている環境配慮行動といたしましては、ごみの分別、運転時のアイドリングストップ、節電による省エネの実践を行っている方の割合が多かったところがございます。

さらに、自分自身の環境に対する関心の変化につきましては、5年前と比べ、関心は高まった、または、少し関心が高まったと回答した方の合計が70.5%でありまして、環境への関心の高まりが見られたところがございます。

以上でございます。

○武市尚子委員 冒頭で述べましたとおり、現在、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組など、喫緊に取り組まなければならない様々な課題があり、また、国では、近年の社会情勢を踏まえて、環境教育等促進法に基づく環境教育に関する基本方針の改定に向けた作業が進められていると承知しています。

道としても、行動計画を見直すべき時期に来ていると考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 環境保全局長竹澤祐幸君。

○竹澤環境保全局長 行動計画の見直しについてであります。近年の気候変動や生物多様性の減少など様々な環境問題を解決し、本道の豊かな環境を将来に引き継いでいくためには、道民一人一人が問題の本質を正しく理解し、環境に配慮した行動に結びつけていくことが求められ、そのために環境教育が果たすべき役割は重要であると認識しております。

現在の行動計画は、平成26年の策定から10年が経過し、その間、国際的には持続可能な開発目標、いわゆるSDGsや、温室効果ガス排出量の実質ゼロを掲げたパリ協定が採択されるなど、環境を取り巻く状況も大きく変化してきており、また、国におきましても、環境教育等に関する基本方針の見直しが進められております。

道といたしましては、こうした情勢の変化を踏まえ、道民意識調査の結果も参考とし、有識者や環境教育関係者などで構成されます北海道環境教育等推進懇談会からの御意見も伺いながら、今後、行動計画の見直しに向けまして検討を進めてまいります。

以上でございます。

○武市尚子委員 次に、再犯防止の推進についてであります。

全国の刑法犯の検挙人員の約半数が再犯者という状況の中、安全で安心な社会の実現を目指し、犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会の一員として復帰できるよう支援する再犯防止の取組は極めて重要であります。

このことについては、第3回定例会の一般質問において、我が会派の同僚議員から質問し、知事からは、国の第2次計画で新たに示された都道府県の役割も踏まえ、市町村計画の策定支援や保護司による生活環境の調整など、民間協力者の円滑な活動に資する取組の検討を進めるとの答弁があったと承知しております。

そこで、道の再犯防止の推進に向けた検討状況などについて、以下、伺ってまいります。

まず、道では令和3年に北海道再犯防止推進計画を策定していますが、これまでの取組状況とその成果及び課題についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 道民生活課長本田晃君。

○本田道民生活課長 これまでの取組についてであります。道では、再犯防止推進計画に基づき、犯罪をした人などに対し、国や市町村、民間団体などと連携しながら、就職や職場定着に向けた相談、支援等の充実や公営住宅への入居における配慮など、就労、住居の確保のほか、社会福祉施設等の利用や薬物依存からの回復など、保健・医療・福祉サービスに関する支援に努めるとともに、道民に向けた広報啓発活動に取り組んできたところであります。

こうした取組により、令和2年から令和4年にかけて、本道の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合が45.3%から1.1ポイント減少するとともに、再犯防止推進計画の策定市町村数は、本年4月1日現在で21団体と、道が計画を策定して以降、16団体増加しており、取組が一定程度進ん

【第1分科会 12月8日 第3号】

でいる一方、道内の市町村数に占める計画策定市町村数の割合は約12%と、全国平均の約30%に比べて18ポイント下回っており、地域における推進体制の確保が課題であると考えております。

○武市尚子委員 次に、さきの環境生活委員会において、第2次北海道再犯防止推進計画素案の報告がなされたことと承知しておりますが、現行計画からの改定の主な内容についてお伺いいたします。

○本田道民生活課長 道の第2次計画の主な改定内容についてであります。本年3月に国が策定した第2次再犯防止推進計画において、国と地方公共団体との役割の明確化や地方公共団体の主体的かつ積極的な取組の促進などが新たな方向性として示されましたことから、道では、主な改定内容の中でも、新たな重点課題として、地域による包摂を推進するための取組を掲げ、地域の実情に応じた市町村への支援とともに、国や市町村、民間団体等との連携強化などに取り組むこととしております。

また、国の目標設定や本道の実情も踏まえながら、計画の指標として、道内の刑法犯検挙者のうち、再犯者の数を令和4年から5年間で15%以上減少させる目標値を新たにお示ししているところであります。

○武市尚子委員 国の第2次計画で示された都道府県の役割を踏まえて、道の第2次計画を策定していくとのことですが、その役割である市町村への支援については、国が都道府県への財政措置として今年度から開始した地域再犯防止推進事業を活用して、市町村における再犯防止推進計画の策定や理解の促進などに取り組んでいくべきと考えますが、道の考えについてお伺いします。

○本田道民生活課長 市町村への支援についてであります。再犯防止を一層推進していくためには、国と地方公共団体が連携した継続的な支援が不可欠であるとして、国は、都道府県が市町村の再犯防止推進計画の策定支援や市町村職員を対象とした研修会などを実施するための経費に対し、2分の1を補助し交付税措置する補助事業を令和5年度から開始しております。

道といたしましては、国の第2次計画で示された都道府県の役割を踏まえ、今般の第2次計画素案において、広域自治体として、市町村との連携体制の整備や必要な情報の提供のほか、市町村が単独で実施することが困難な就労や住居の確保などの直接的な支援の実施に努めることとしており、他都府県における国の地域再犯防止推進事業の活用状況や具体的取組等も参考としながら、市町村への効果的な支援の在り方について検討してまいります。

○武市尚子委員 道内において計画を策定している市町村は21団体にとどまっており、理解や施策の実施状況にはなお地域差があると思われれます。道の第2次計画のスタートに合わせ、来年度から国の補助事業の活用を検討するよう指摘しておきます。

次に、保護司活動への支援についてであります。

再犯防止に関する民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした人等が地域で孤立することなく社会の一員として安定した生活を送れるよう、国の保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行うボランティアであり、地域における再犯防止の推進に欠くことができない存在ですが、

道の第2次計画の素案においても課題として示されているように、高齢化が進み、地域によっては成り手も不足していると伺っています。

道では、保護司の活動に対し、どのように支えていくのか、お伺いいたします。

○**本田道民生活課長** 保護司活動への支援についてであります。道では、これまで、道のホームページやフォーラムなどを活用し、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える保護司の活動について広報啓発を行うほか、功績が顕著な保護司の方々を表彰するなどし、その活動を支援してきたところであります。

道といたしましては、引き続き、再犯防止に関する全国運動として毎年7月に実施する「社会を明るくする運動」の強調期間など、様々な機会を活用して、保護司の活動を積極的に周知し、新たな協力者となつていただけるよう広く呼びかけるとともに、活動に資する各般の情報を提供していくなど、国や市町村、関係団体とも緊密に連携しながら、保護司をはじめとする民間ボランティアの方々の地域における活動を一層支援してまいります。

○**武市尚子委員** 再犯の防止は、犯罪が繰り返されない、何より、新たな被害者を生まない、道民が安全で安心して暮らせる社会づくりに向け、着実に取り組んでいく必要があると考えます。

第2次計画の素案に、参考として記載されておりましたけれども、令和元年の道民意識調査で、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思うと答えた人の割合は35.9%とのこと。これはかなり低いなと思います。

周りの人が、10人のうち6人以上が、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思っていないのであれば、やはり、地域社会での孤立を深めてしまうのではないかと懸念されます。

道は、今年度中を目途とする第2次計画の策定により、どのような地域社会の実現を目指し、取組を進めていく考えなのか、最後にお伺いいたします。

○**加納環境生活部長** 今後の取組についてであります。犯罪や非行をした人は、貧困や疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱えている場合も多く、犯罪等を繰り返さないためには、社会において孤立することなく、その一員として地域に定着できるよう支援していくことが必要であります。

道といたしましては、今後、道議会での御議論もいただきながら、今年度を目途に、第2次再犯防止推進計画を策定し、道民の皆様の御理解と御協力の下、国をはじめ、市町村や保護司、協力雇用主などの民間協力者とも緊密に連携して、就労、住居や、保健、医療、福祉などの多岐にわたる再犯防止施策に地域全体で取り組み、犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築に努めてまいります。

○**内田尊之委員長** 武市委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

武田浩光君。

○**武田浩光委員** それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

札幌冬季オリンピック・パラリンピックについてでございます。

11月29日、I O Cは、今後のオリンピック・パラリンピックの候補地について、2030年はフラ

【第1分科会 12月8日 第3号】

ンスのアルプス地域、2034年はアメリカのソルトレークシティにそれぞれ一本化することを決定いたしました。また、2038年大会については、2027年末まではスイスと優先的に協議を行うことも併せて発表されております。

これにより、事実上、札幌開催は消滅したと考えられるのですが、先ほど今津委員からもありましたように、道新の一面に、秋元市長は、任期中、五輪招致せずということで、これでもう札幌開催はなくなったということになります。

まず、この間、札幌市と共に招致活動を推進してきた北海道として、I O Cの決定をどう受け止めているのか、それをお伺いしたいと思います。

○内田尊之委員長 スポーツ局長高見芳彦君。

○高見スポーツ局長 オリパラの招致についてでございますが、オリンピック・パラリンピックの開催は、競技力向上などのスポーツ振興はもとより、地域の活性化や観光振興、さらには、共生社会の実現につながるものと考え、道内の自治体と共に札幌市の取組に連携協力してきたところでございますが、先月末のI O C理事会での候補地決定により、2038年も含め大会招致が事実上、困難になったものと承知しております。

I O C理事会での決定を受け、札幌市長は、今後についてはゼロベースで考えていかざるを得ないとの考えを示されているところでございますが、道としては、札幌市のお考えを伺い、今後の対応について協議してまいります。

○武田浩光委員 今、札幌市と今後の対応を協議していくということでしたが、札幌開催がなくなったことで、札幌市のまちづくりだけではなく、北海道における地域活性化や観光施策にも大きな影響を与えることから、その協議された内容については、議会はもちろんのこと、道民の皆様方にも周知していただくことを求めているというふうに思います。

そこで、今後のスポーツ振興についてお伺いをしたいと思います。

これまで、道は、オリパラの道内開催の意義について、議会の中で、世界のトップアスリートが躍動する姿を間近で見ることができるまたとない機会であり、未来を担う子どもたちがその競技に取り組もうとするきっかけになるなど、スポーツの振興はもとより、本道の魅力やポテンシャルを全世界に発信することができ、地域の活性化や観光振興につながるものと期待しているというふうに述べております。

札幌開催が消滅した現在、今後の冬のスポーツ振興についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○内田尊之委員長 オリピック・パラリンピック連携室長猪股由起君。

○猪股オリピック・パラリンピック連携室長 冬季のスポーツ振興についてであります。道では、積雪寒冷といった本道の自然環境の優位性を背景に、冬季競技を対象として、有望なジュニア選手の発掘、育成を目的とした北海道タレントアスリート発掘・育成事業に平成26年度から取り組んできたところでございまして、これまで、59名が在籍し、そのうち、26名が各競技団体の強化指定選手に選出されているところでございます。

道としては、引き続き、競技団体等と連携協力し、ジュニア期からの戦略的な強化により、皆さんが選手が世界の舞台で活躍していけるよう取り組みますとともに、障がい者の方々だけでなく、誰もが楽しむことができる冬季の屋外でのパラスポーツ体験イベントの開催などを通じ、日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。

○武田浩光委員 ただいま、育成事業やジュニアの強化策などについて御答弁をいただきました。

平成26年度から取り組んできて、59名が在籍し、そのうち、26名が強化指定選手に選出されていると。いろいろな形の中で、2030年に札幌開催なのか、それが駄目になって2034年なのかということ、そういうところを見据えてジュニアや次に来る人たちの強化をしてきたと思うのですが、それは、札幌開催の有無にかかわらず、進めていくべきものなのだというふうに私は思っています。

札幌開催がなくなったことで出てくる影響などについて、答弁の中でその言及がなかったというところはちょっと不満ではありますが、私は、ここで札幌開催の賛否について聞いているわけでありませし、聞くつもりもございません。

ただ、これから未来を担う子どもたちが、テレビなどではなくて、目の前でその世界のトップアスリートの活躍する姿を見られなくなったということは素直に残念であるというふうに思いますし、今後の育成事業や強化策に影響が出るのではないかということは想像に難くないところでございます。

冬のスポーツのメッカである北海道の出身選手が世界の舞台で活躍する姿というのは、北海道に大きな元気を与えてくれるわけであります。札幌開催が消滅したことで道のスポーツ振興策が決して後退することがないよう、指摘をしておきたいというふうに思います。

続きまして、真駒内屋内競技場について伺います。

真駒内屋内競技場については、道は、第1回定例会で、この施設は、大会概要案ではアイスホッケーの競技会場の候補となっているものの、その具体的な活用方法などについては、I O Cが開催地として決定した後、国際競技連盟などとも協議を行った上で検討することとなっている、今後、開催が決定した場合には、その後に検討が見込まれる具体的な活用方法に関して札幌市と緊密に情報共有を図りながら協力すると答弁しております。

しかし、札幌開催はなくなったわけでございまして、これまで札幌市とどれだけ緊密に情報共有を図ったのか、我々の知り得るところではございませんが、真駒内屋内競技場の今後の在り方については、札幌市との調整はなくなったというふうに私は思うわけで、言ってみれば、道単独で決定できるようになったと理解をいたしますが、その認識でいいのか、お伺いをしたいと思います。

○猪股オリンピック・パラリンピック連携室長 真駒内公園屋内競技場についてであります、道と市で調整、協議を行った後、札幌市が昨年11月に策定した北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック大会概要案の更新版において、競技会場候補となっております、冬季オリパラ

大会の招致は事実上、困難となったところでございます。

真駒内公園は、道民のレクリエーション需要に応え、余暇活動や健康増進などに寄与する重要な施設でございます。

道では、継続的な利用促進に向け、施設の補修などを行っていく必要があることから、今後、担当部局において、道立公園施設長寿命化計画に基づいて、施設の点検や健全度の評価を実施し、補修などに取り組むとともに、トイレなどのバリアフリー化を進めてまいる考えでございます。

なお、今後、大規模な改修が必要となった場合は、地元自治体や関係団体などと必要な協議、調整を図ってまいるとのことでございます。

○武田浩光委員 真駒内屋内競技場は、1972年の札幌オリンピック会場として利用されまして、もう既に50年以上が経過をしているわけです。バリアフリー化も完全ではなく、施設の改修はもう待たなしの状態だというふうに思います。

施設の改修自体は、担当部が建設部となるので、他の部の問題ですけれども、この会場は、スポーツだけではなくて、コンサート会場などとして文化的利用もされているわけです。

スポーツ振興、文化振興の立場から、今後の真駒内屋内競技場の改修における現時点での計画についてお伺いをしたいと思います。

○高見スポーツ局長 真駒内公園屋内競技場についてでございますが、この施設は、1972年の札幌オリンピック大会時に、アイスホッケーやフィギュアスケートなどの会場として利用されました大会のレガシーを象徴する施設でございます。現在も、スポーツ施設として数多くの大会が開催されるとともに、コンサート会場にも利用されるなど、文化施設としても多くの道民の皆様が親しまれているところでございます。

道としては、将来にわたって幅広い世代の皆様がスポーツやイベントなどに親しむことができる施設として利活用が図られるよう、今後とも、適切な維持管理や必要な補修に努めてまいる考えでございます。

○武田浩光委員 今答弁にありましたとおり、1972年大会では、アイスホッケーだけではなくて、フィギュアスケートなども行われまして、当時、私も、ジャネット・リンさんを見に行きました。ジャネット・リンさんだけではなくて、宮の森シャンツェでは、笠谷、金野、青地、3本の日の丸が掲揚されたのも、僕が小学6年生のときで、こちらも見に行きました。

ただ、札幌市は、これは6日の新聞でしたか、冬季競技施設は計画どおり更新整備ということで、オリンピックがなくなったとしても、大倉山にノーマルヒルを整備するよとか、月寒体育館を改修しますよというふうに言っています。もともと建て替え計画があったと言われればそれまでですが、今言ったように、真駒内屋内競技場は、50年間、補修したり改修したりしながら使ってきたとはいえ、やはり、バリアフリー化は完全ではないです。

私は、医大時代にアイスホッケー部をつくりまして、アイスホッケーであそこは使えますよね。冬の間、会場になるのですよ。でも、なかなか古いです。しかも、真駒内のアイスアリーナ

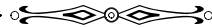
は国際フィギュアスケート競技大会の会場にもなります。そういった部分を含めて考えていくと、お客さんと呼ぶ上でも、それから、いろいろな意味でも、やはり、ここについてはきちんと計画していかなければならないのではないかと思います。

道立公園内施設ということで、予算なり何なりを所管するのは建設部になるかと思いますが、オリンピックがなくなってもスポーツ振興が後退しないようにということは先ほども指摘しましたし、そのことに対しては環境生活部も答えておりますので、両部が協力して、こうした問題を含めて解決していくようにしていただきたいことを指摘申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。この問題につきましては、知事にもお聞きしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

○内田尊之委員長 武田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 0 時 休憩



午後 1 時 1 分開議

○内田尊之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従い、ヒグマ対策について、私からも順次質問してまいります。

道は、今定例会に春期管理捕獲に対する市町村補助金として1500万円の予算を計上したところですが、市町村の取組に期待をするということだと思っておりますが、地元で話を聞くと、これまで30年間、春グマ駆除を行ってこなかったため、地元でヒグマ駆除に関するノウハウを持つ人材がいなくなっており、対策をしたいにもできない状況にあるとのことでした。

まず、こうした声に対する道の認識についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 春期管理捕獲についてであります。道が市町村に行ったアンケートでは、春期管理捕獲を今後も積極的に行うべき、または、継続すべきと回答した市町村は88%であった一方、実施に向けた課題として、関係者の調整と回答した市町村が36%、狩猟者がいないと回答した市町村が27%などとなっております。高齢化などによりヒグマ捕獲従事者の確保が難しくなっている市町村があるものと承知しており、道として、可能な限り調整を図り、より多くの市町村での実施につながるよう取り組む必要があると認識しております。

以上です。

○新沼透委員 今年の春から春期管理捕獲を開始したとのことですが、実績はどうだったのか、伺います。

【第1分科会 12月8日 第3号】

○井戸井ヒグマ対策室長 令和5年の春期管理捕獲の実績についてであります。令和5年の春は、2月9日から5月20日までの間、全道の19市町村で、延べ804名が捕獲に従事し、20頭の捕獲があったところでございます。

以上です。

○新沼透委員 今年度は、昨年度より増加させなければ対策を講じる意味がないと思いますが、どのような見通しを立てているのか、伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 来年の春期管理捕獲についてであります。市町村の意向なども考慮して、令和5年春に実施した19市町村の2倍に当たるおよそ40市町村以上での実施を目指しており、このたびの道の補助制度の創設により、新たに実施する市町村のさらなる増加や出動回数の増加などによる捕獲頭数の上積み进行を期待しているところでございます。

以上です。

○新沼透委員 令和5年春は19市町村が実施し、来春の実施は40市町村程度に増やしたいとのことですが、ヒグマの市街地への出没が発生している市町村はどの程度あるのか、お伺いします。

○井戸井ヒグマ対策室長 市街地への出没についてであります。ヒグマ対策室設置後の昨年4月以降、本年11月までの間に、人里への出没に係る通報として、道警察や市町村からヒグマ対策室や振興局に連絡があったものは47市町村でありました。

以上です。

○新沼透委員 ヒグマの出没があっても、ハンターなどの不在により、対策を講じることができない市町村もあります。

このような市町村に対して、道はどのような支援を考えているのか、伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 市町村への支援についてであります。ヒグマの有害捕獲に当たりましては、市町村が鳥獣保護管理法に基づき捕獲従事者を選任し対応しており、これまで、地元において人員が不足している場合は、他市町村に居住している方を選任するため、振興局が助言などを行っており、今後とも、近隣市町村との連携による対応などについて助言や調整等を行ってまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 ヒグマ対策がなかなか進まない理由の一つとして、ハンター不在やハンターの高齢化が指摘される中、本年度の狩猟免許試験のうち、札幌市での受験を希望する方を中心に、後期実施分において153名が受験できなかったとのこと。

ハンター不足を解消するために、受験できない方が生じることのないよう対応すべきと考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 野生動物対策課長小島宏君。

○小島野生動物対策課長 狩猟免許試験についてでございますが、この試験の申込みにおきまして、これまでの電話による先着順での受付を廃止し、今年度、抽せんによる事前申請制を初めて導入したところでございます。

その結果、特定の実施日の試験会場に申請者が集中し、12月及び2月実施の試験では153名の方が試験を受けられないこととなりましたことから、その方々全員を対象に追加の試験を実施することとしたところでございます。

道といたしましては、野生鳥獣対策における担い手を確保するため、今後、希望者全員が受験できますよう、実施の時期、回数、会場といった実施方法の改善を検討するなど、適切な試験の実施に努めてまいります。

○**新沼透委員** 報道によりますと、狩猟免許試験は年2回実施され、申込みは事前申請制とのことでありませう。

札幌市などで153名が受験できなかったとのことで、これまで、道は、ハンター不足やハンターの高齢化を理由の一つとしてヒグマ対策がなかなか進まないと説明してきましたが、こうした状況をつくり出してきたのは、まさに道の対応によるものではないか、そう言われないうようにしっかりと取り組んでいただきますよう、指摘いたします。

先月の決算特別委員会において、知事は、本庁ヒグマ対策室を2名増員し、8名体制とするほか、今後、振興局を含めた専門的職員の育成確保や優先配置により、体制の強化を進める旨、答弁をされておりますが、振興局への専門的職員の配置の考え方や期待する役割についてお伺いいたします。

○**内田尊之委員長** 自然環境局長竹本広幸君。

○**竹本自然環境局長** 振興局の体制などについてであります。道としては、国が主催する研修に職員を受講させるなど、専門的職員の育成確保に努め、地域の出没状況や被害の状況を踏まえ、配置していく必要があると考えております。

また、本庁からの支援体制の強化などにより、地域の出没や被害情報を適時的確に収集し、本庁ヒグマ対策室と情報を共有しながら、それらの原因や背景を踏まえた上で、専門的職員が中心となって、より具体的な対応策を市町村などとともて検討、実施するなど、地域の実情を踏まえた対応力の強化につなげていく考えでございませう。

以上です。

○**新沼透委員** 道は、管理計画の見直しを表明してはありますが、どのような内容で、いつまでに策定するつもりなのか、お伺いいたします。

○**井戸井ヒグマ対策室長** ヒグマ管理計画についてであります。適正管理のための捕獲目標の設定を行うため、まずは、ヘアトラップ調査結果や広域痕跡調査結果などを基に最新の地域個体群ごとの生息数の推定を行い、ヒグマ保護管理検討会において、地域ごとの個体数調整の在り方について慎重に議論を深めるとともに、ゾーニング管理の導入、生息実態の把握の在り方、効果的な普及啓発手法、捕獲従事者の確保の方策などについて検討を進め、環境審議会での審議やパブリックコメントなどの手続もを行い、できるだけ早期に計画の充実に向けた見直しを進めてまいります。

以上でございませう。

○新沼透委員 ただいま、地域ごとの個体数調整の在り方について慎重に議論を深めるとの答弁がございました。この30年間で、個体数が倍増しているわけでありまして、それによって、近年、人身事故が多発しているのも事実であります。早急に適正規模にまで個体数を減少させることが極めて重要であり、このことが地域の住民の安心、安全につながるものと考えます。

現計画では、適正な生息数や捕獲目標が定められておりません。効果のある計画が早期に策定されるよう、指摘いたします。

ヒグマ対策については、道や市町村のみで実施するのは困難であり、国に対しても支援を求めるときと考えます。国に対して、どのように要請していくつもりなのか、お伺いいたします。

○竹本自然環境局長 国への要請についてであります。先月13日に、北海道東北地方知事会として、国に対し、熊類の指定管理鳥獣への指定や国民への正しい知識の発信、人身事故防止に向けた出没抑制の支援などを緊急要望したところであり、環境大臣からは、令和5年度補正予算案を計上するとともに、指定管理鳥獣への指定の速やかな検討を指示するとの御発言があったところです。

道としては、先般成立した国の補正予算におけるクマ緊急出没対応事業について、国が示している、人の生活圏に出没する問題個体の調査や捕獲手法の検討などの事業を本道で効果的に実施できるよう、国と連携して取り組んでいくほか、熊類の指定管理鳥獣の指定により、国の交付金を活用した生息実態調査や捕獲従事者の方々の育成、人里周辺への出没抑制のための捕獲強化に資する事業の実施が可能となるよう、引き続き働きかけてまいります。

以上です。

○新沼透委員 国に対してしっかりと取組をされるようお願い申し上げます。

この件につきましては、知事にもお伺いしたいので、委員長、お取り計らいをよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○内田尊之委員長 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、水質汚染について伺ってまいります。

環境省が行った2020年度の有機フッ素化合物全国存在状況把握調査の結果が2021年に公表されまして、道内河川においても、自然環境には存在しないPFHxSが検出されました。

環境省によりますと、国内では過去10年でPFHxSが製造や輸入された実績はないということになっていますけれども、今回の調査で検出された結果について、道はどのように認識されているのか、まず伺います。

○内田尊之委員長 水・大気環境担当課長久保貴司君。

○久保水・大気環境担当課長 国の調査についてであります。本調査は、有機フッ素化合物の水環境中における全国的な存在状況を把握するために実施しており、令和2年に実施したPFH

x Sの調査では、各都道府県で1地点ずつ、計47地点を対象に行われたところです。

調査結果によりますと、本道を含む36地点でPFHxSの存在が確認されておりますが、排出源特定のための周辺調査は実施されていないことから、道内の調査地点で検出された原因は不明でございます。

○真下紀子委員 検出された原因は分からないのですけれども、PFHxSは極めて分解がしづらくて、高い蓄積性があり、動物実験の段階ですけれども、血液学的影響や甲状腺、肝臓、神経伝達系への影響が報告をされております。

化学物質のPFASによる汚染に対して規制の流れが進んでおりまして、フッ素樹脂の助剤や撥水・撥油剤、泡消火剤などの製造等で広く使用されてきたPFOS、PFOAに続いて、その代替品として使われてきたPFHxSが、来年2月に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定をされ、国内での製造や輸入などが規制をされることになりました。

今回の調査で検出されたということは、国内に残存していた含有製品から環境中に排出されたものではないかと考えるところです。

そこで、PFHxSの主な用途というのはどんなものになっているのか、伺います。

○久保水・大気環境担当課長 PFHxSの用途についてであります。環境省の資料によりますと、PFHxSにつきましても、PFOSやPFOAと同様の性質を持ち、その代替品として使用されており、主な用途としまして、泡消火剤、金属メッキ、織物、革製品や室内装飾品、研磨剤や洗浄剤、コーティング、電子機器や半導体の製造等が挙げられているところでございます。

○真下紀子委員 非常に幅広い用途なのですけれども、この調査は、第一種特定化学物質の指定前に実施をされたものであります。環境省では今後どのように対応されるのか、伺います。

○久保水・大気環境担当課長 国の対応についてであります。PFHxSにつきましても、11月28日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令が閣議決定されまして、今後、使用や製造が禁止されるところです。

PFHxSを含むPFASにつきましても、現在、国の専門家会議において、国内外の最新の科学的知見などの収集、評価を行い、総合的な対応策の検討が進められていると承知しております。PFHxSの調査につきましても、こうした検討に用いられるものと考えております。

○真下紀子委員 全国では、大量の泡消火剤を使った下流でPFASが検出されていることが問題になっておりますが、道は、水質汚濁防止法に基づいて、河川等のPFOS、PFOAの汚染状況を把握していると聞いております。

これまでの検出結果とともに、暫定指針値に照らした評価も伺います。

○久保水・大気環境担当課長 道内での調査結果についてであります。PFOS及びPFOAにつきましても、令和2年に環境中の水質濃度に関する暫定指針値が設定されたことを踏まえまして、道では、令和3年度から、これら項目を河川水質の常時監視計画に位置づけ、測定を行っ

ているところです。

測定は、道のほか、国などの関係行政機関によるものも含め、道内8地点で実施しており、令和3年度の測定結果は、全地点で暫定指針値の50ナノグラム・パー・リットルを大きく下回っており、1地点で報告下限値である0.3ナノグラム・パー・リットル未満であったほかは、最大でも4.6ナノグラム・パー・リットルでございました。

○真下紀子委員 高い蓄積性を持つものですから、たとえ少量であっても、将来にわたって影響が出てくる危険性というのは過小評価しないほうがいいというふうに考えるわけです。

飲用井戸等衛生対策でも、水環境の目標値を超えた場合、暴露防止、継続的な監視調査の実施、追加調査の実施が求められるわけですが、道はどのように対応するのか、伺います。

○内田尊之委員長 水道担当課長岡田朋子君。

○岡田水道担当課長 目標値を超えた場合の対応についてでございますが、飲用による健康被害の防止に関しては、平成元年に策定いたしました北海道飲用井戸等衛生対策要領におきまして、町村の区域内における汚染時の対策などを定めており、飲用井戸等の汚染が判明した場合は、設置者に対し、水道水への切替えや汚染されていない水源への切替えなどを指導することとしており、当該要領の対象外である市の区域内におきましては、飲用井戸等の汚染を把握した場合には、これまでと同様、市に対しまして情報提供を行ってまいります。

また、水環境中から目標値を超えてPFOS及びPFOAが検出された場合には、令和2年に環境省と厚生労働省が作成いたしました「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」におきまして、その後の対応を検討するため、濃度の経年的な推移を把握することが望ましいとされており、道といたしましては、こうした手引も参考に、調査の実施を検討するなど、対応してまいります。

○真下紀子委員 ちゅうちょせず、調査が必要になった場合は調査していただきたいというふうに申し上げておきます。

実は、岡山県の吉備中央町の浄水場から有害な有機フッ素化合物が検出されたと報道されて、全国に衝撃を広がっております。浄水場近くの野積みされた活性炭から国の暫定目標の約9万倍の濃度の化合物が検出されたと公表されました。

道は、こうした状況をどのように把握されているのでしょうか。

○内田尊之委員長 循環型社会推進課長本間博人君。

○本間循環型社会推進課長 岡山県における事案についてでございますが、岡山県吉備中央町の浄水場において、国が定めた暫定目標値を上回る濃度でPFOSとPFOAが検出され、岡山県が浄水場の取水源の近くに置かれておりました使用済みの活性炭を調べたところ、国の暫定目標値の約9万倍の濃度が検出されたことにつきましては、各種報道により承知をしているところでございます。

○真下紀子委員 こうした状況というのを早くキャッチして、そして、その対策を取るということが、人体への健康被害を及ぼさない対策だというふうに考えるわけです。

道は、産業廃棄物排出事業者や処理事業者等への立入検査と適正処理に向けた指導をどのように行っているのでしょうか。

○本間循環型社会推進課長 立入調査などについてでございますが、道では、産業廃棄物の適正な処理を図るため、平成7年に、産業廃棄物排出事業場等の立入検査指針を策定いたしまして、対象とする事業場の分類に応じて立入り頻度を定め、重点監視ポイントを絞り込んだ上で、効果的な立入検査を実施しているところでございます。

また、立入検査で違反等を確認した場合は、事業者に対し、必要な指導を行うとともに、生活環境の保全上の支障が生じる場合には、速やかに改善命令などを行うなど適切に対応してまいります。

○真下紀子委員 どれにどれだけ含まれているか分からない中で、やはり、一番大きな使用をしている米軍基地などの周辺で、今、水質汚染が非常に問題になっているわけですがけれども、北海道でも、先ほどの活性炭ではないですがけれども、吸着したものが大量に廃棄をされて不適切な処理をされていけば、水に溶け込んでしまう可能性があるということが明らかになっているわけですから、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

東京都では、令和2年度より、PFOS、PFOA、令和3年度——2021年度からは、PFHxSを追加して測定し、調査結果を公表していると聞いております。

道内の水道事業者における測定状況というのはどうなっているのか、伺います。

○岡田水道担当課長 水道事業者における測定状況についてでございますが、PFOSとPFOAにつきましては、令和2年度から、水道管理上留意すべき項目として、水質基準に準じた検査等の実施に努めるよう求められている水質管理目標設定項目に追加されたところでございます。

これらについて、本年10月に国が全国の検査状況を調査したところ、道内では37の水道事業者において検査が実施され、全て水質管理目標値を下回っております。

また、PFHxSにつきましては、令和3年度から、毒性評価が定まらない、あるいは、水道水中で検出実態が明らかでない要検討項目に位置づけられ、国が必要な情報や知見の収集に努めているものと承知しておりますが、詳細は把握しておりません。

○真下紀子委員 特に、水道に関しては、今後、全般で調査されることが必要ですし、それに係る財源は国に要求していくことが必要だというふうに考えております。

北海道は、豊かな自然環境と食の魅力を発信してきているわけですがけれども、河川等だけではなく、飲用の水や廃棄物等についても調査をして、実態を把握した上で対策を講じていくことが必要と考えるわけです。

便利な物質であるだけに大変幅広い用途となっていることから、まず、PFASについて、利用者への幅広い周知が必要と考えます。今後の対応について部長の見解を伺います。

○内田尊之委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の対応についてでございますが、本年7月に国の専門家会議が取りまとめました「PFASに関する今後の対応の方向性」では、科学的知見の集積状況に応じて、的

【第1分科会 12月8日 第3号】

確な情報を国民に分かりやすく伝えることが重要との考えが示されたところでございます。

道では、現在、P F A Sに関する国の検討状況などにつきまして、ホームページで広く道民の皆様への情報提供を行っているところでありまして、引き続き、国の検討状況などを注視しながら必要な情報を発信し、道民の皆様の理解促進に努めてまいります。

○真下紀子委員 新たな課題で見えないところもたくさんあるわけですがけれども、健康被害防止の観点から、ぜひ力を尽くしていただきたいと思います。

次に、野生鳥獣対策等についてです。

これまでヒグマ対策について環境生活委員会で幾度となく質問させていただいて、その中で残っている課題、特にハンターの処遇等について質問させていただきたいというふうに思います。

春期管理捕獲の実施に当たって、むやみな捕獲と理解されては困るものですから、ヒグマ管理計画の見直しがなされていない現状で、ヒグマの管理頭数と捕獲基準、捕獲目標の考え方をどう定めていくのか、お聞きします。

○内田尊之委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 春期管理捕獲などについてであります。人里周辺への出没が多発するなど、人とヒグマのあつれきがかつてないほど高まっている中、令和5年春から春期管理捕獲を開始し、その実績は、19市町村が取り組み、20頭の捕獲となったところです。

道としては、人里周辺の個体を捕獲し、ヒグマの低密度化を図るとともに、残雪期に捕獲を行う春期管理捕獲の技術を引き継いでいくことが急務であり、より多くの市町村に取り組んでいただくことが必要と考え、今回の補正予算を提案したところでございます。

なお、春期管理捕獲は、現行のヒグマ管理計画で定める地域個体群の絶滅回避のための捕獲上限数を踏まえながら実施することとしておりますが、個体数調整を目的とした管理頭数や捕獲目標につきましては、今後、管理計画の見直し検討の中で、新たな生息数の推定を踏まえて適正管理のための捕獲目標の設定などを行う予定でございます。

以上です。

○真下紀子委員 科学的知見に基づいた目標をきちっと決めた上で、早期に捕獲することができるように求めておきたいと思います。

本定例会に、春期管理捕獲対策費として1500万円の補正予算が計上されました。この積算根拠をお示しく下さい。

○井戸井ヒグマ対策室長 補正予算についてであります。所要額は、春期管理捕獲を実施した市町村の出動経費や捕獲報償経費の実績を踏まえ、その実績の平均を用いて算定しており、これらに資材等購入費などを加味した上で、今年春に実施した19市町村の約2倍に当たる40市町村の実施を見込み、積算したところでございます。

以上です。

○真下紀子委員 私は、この春期管理捕獲実施に係る費用の積算が十分だとは思っていない立場なのです。後でそのことについては申し述べていきますけれども、十分なハンターの処遇にはな

っていないのではないかとこのように考えております。

国への要望に、ヒグマの指定管理鳥獣への指定と生息実態の把握や適切な頭数管理を支援することが盛り込まれておりました。

このこと自体は支持するものですが、6月の環境生活委員会で、私は、その実現に向けて、道が検討課題を具体的に整理して、道が主体的になって今後どう取り組むのかを明らかにしておかなければ、国への要望もなかなか実現しないのではないかと申し上げました。

指定管理鳥獣に指定後、市町村が捕獲従事者を選任し、市街地へのヒグマ出没防止や高い専門性を持った担い手確保のために国庫補助による支援制度の創設を求めたわけですけれども、そもそも、指定の時期をどう見通しているのか、伺いたいと思います。

そして、指定前の措置として、このたびの補正予算案を提出したと受け止めるわけですけれども、国に求めた支援水準と同等の報酬や必要経費、保険等々、積算されているのかどうか、確認したいと思います。

○井戸井ヒグマ対策室長 国への要請などについてであります。先月行った北海道東北地方知事会の要望に対し、環境大臣からは、指定管理鳥獣への指定の速やかな検討を指示したとの発言があり、スピード感を持って取り組んでいただいていると考えております。

また、国に対しては、今般、道が提案した補助制度と同様に、市街地への出没抑制のための捕獲に対する報酬や出動経費などへの財政的支援制度の創設を要望しているところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 私は、かねてから、実施隊と比較して質問させていただいているわけです。環境生活委員会に続いて、さきの決算特別委員会で農政部に質問した内容を、赤根議員が知事総括質疑で紹介してくださったものですから、大変注目されていて、光栄に思っているところですが、この市町村の実施隊は非常勤公務員として、また、公務災害の対象ともなることを確認しておりますし、農業被害の発生が想定される地域においては、冬季に実施隊員を出動させて被害防止の職務に当たらせることは可能だと確認をしました。

実施隊と春期管理捕獲の目的も根拠法も異なるわけですけれども、実働する人材やハンターは重複する例が多いと考えます。制度はどのように異なっていて、また、市町村ではどのように制度を活用しているのでしょうか。

○井戸井ヒグマ対策室長 春期管理捕獲などの制度についてであります。実施隊は、市町村が鳥獣被害防止特別措置法に基づき設置し、市町村が定めた被害防止計画に沿って、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等への被害を防止するため、捕獲活動や防護柵の設置といった活動を行うものであり、春期管理捕獲は、人里出没抑制と捕獲従事者の育成確保を目的に、人里周辺等で捕獲を行うものでございます。

また、市町村では、捕獲の目的に照らし、必要な鳥獣保護管理法の捕獲許可を取得し、農林水産業等の被害防止においては鳥獣被害防止特別措置法の制度を活用するなど、基本的に市町村の判断により制度を活用しているものと考えておりますが、今後、その実態の把握に努めてまいり

ます。

以上でございます。

○真下紀子委員 今後、実態把握に努めるということですから、これは大変歓迎したいと思えます。

私は、そうはいっても、非常勤公務員として災害補償がある実施隊の制度というのは非常に優れていると思うのです。リスクもあり、それから、訓練も自前でやらなければならないなど、ハンターの人たちの自助努力によって支えられているところがありますから、そうしたところにきちっとした処遇をしなければ、ハンターの協力は得られないものと考えます。実施隊と同様に処遇を求めたいと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○内田尊之委員長 自然環境局長竹本広幸君。

○竹本自然環境局長 ハンターの処遇についてであります。鳥獣被害防止特別措置法に基づく実施隊のうち、市町村職員以外の実施隊員は、非常勤公務員の身分を有する一方、ヒグマの市街地出沒に対応する場合、鳥獣被害防止特別措置法は適用されませんが、ハンターにとって安心して捕獲に従事できる環境を整えることは重要と考えております。

道としては、ヒグマ捕獲従事者の育成確保は、地域のヒグマ対策を進める上で重要と考えており、今後、道内市町村における捕獲従事者の補償や処遇等の実態や課題などの把握に努めてまいります。

以上です。

○真下紀子委員 その際、どういうふうにするかを検討するとき、優れた処遇のほうを選んでいただきたい、そのことだけはよくお願いしておきたいというふうに思います。

実施隊のほうは鳥獣被害防止を目的としているわけですが、先行した体制であると考えております。一方、免許更新時の射撃訓練が免除されるように改定になってから久しくなっております。射撃訓練が十分に行われているとは言い難い課題もあると聞いております。

実際に射撃するところに同行しているということも聞いていますけれども、それだけではなく、やはり、訓練が必要ではないかと考えるところです。

ヒグマの場合は、特に手負いとならないようにしなければなりません。先日の芦別の事例では、3発撃たなければ駆除できませんでしたよね。そういうこともあるので、手負いとならないように、特に高い射撃能力が求められているわけです。ところが、射撃訓練をしようと思っても、射撃場は道内に11か所で、遠くまで出向く必要があります。交通費、宿泊費等がかかって、ハンター任せにしておくわけにはいかないのではないかと思います。

射撃力向上をどう支援していくのか、伺いたいと思います。

○内田尊之委員長 野生動物対策課長小島宏君。

○小島野生動物対策課長 狩猟者の射撃力向上についてであります。各市町村の被害防止協議会が、農林水産業被害の防止を図るため、実施隊の射撃訓練を含む有害捕獲に係る研修会や講習会等を実施する場合、それに要する交通費や宿泊費等の経費につきましては、鳥獣被害防止総合

対策交付金の助成対象とされているところでございます。

道といたしましては、今後も国に対し、交付金が十分確保されますよう要望いたしますとともに、補助制度の活用を促進し、地域における射撃による捕獲技術の向上が図られますよう取り組んでまいります。

○真下紀子委員 このところもしっかりお願いします。

次に、道は、エゾシカの管理捕獲も行っているわけですが、目標には到達できないでいます。

ハンター不足も要因の一つと考えるわけですが、どうカバーしていくのか。また、エゾシカは、肉や角、皮などを商品化できて、収入源となるわけですが、ヒグマについてはどのようになっているのか、インセンティブが必要と考えるわけですが、いかがでしょうか。

○井戸井ヒグマ対策室長 インセンティブなどについてであります。道では、狩猟者の確保に向けて、農閑期や日曜日の狩猟免許試験の実施に加え、試験回数や定員の増加、狩猟免許取得を促す出前教室の開催などに取り組むとともに、人材の育成に向けて、捕獲経験の浅い狩猟者を対象として、捕獲技術を習得するための研修などを実施してきたところでございます。

道では、ヒグマ捕獲に対するインセンティブを高めるため、春期管理捕獲に取り組む市町村に対し、捕獲従事者の方々に対する報酬や出動経費など、市町村が春期管理捕獲の実施に要する経費に対して補助を行う制度を創設する補正予算を提案したところであり、また、国に対して、熊類の捕獲の困難さを勘案し、鳥獣被害防止総合対策交付金の1頭当たりの捕獲活動経費の引上げや出動経費を交付対象とするなどの支援を要望しているところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 ヒグマはカムイというふうにアイヌの人たちからは言われています。それはなぜかという、ヒグマを人間の食料としていただいて、そのための感謝の気持ちとリスペクトを込めて言っているわけですね。

ヒグマの掌は、宮廷料理になります。私もいただいたことがあるわけですが、きれいに処理をして、冷凍して、きちっと食べられるということも含めて、そういうふうなインセンティブもぜひ考えていただきたいと思います。

道は、野生鳥獣との共存に向けてゾーニングの考え方を示しています。他部との連携も必要な事柄が生じ、また、追い払いと捕獲の判断が必要とも考えるわけですが、どのような考え方で進めていこうとしているのか、伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 ゾーニングについてであります。ヒグマ保護管理検討会では、ゾーニング管理の導入などについて検討を進めることとし、10月16日に開催した検討会では、広域で捉えた場合のゾーニングと市町村に細かく落とし込んだ場合のゾーニングについて検討が必要、合意形成を図ってどう実施すべきかを示していくことが必要、市町村にゾーニング管理の考え方をしっかりと周知することが重要などの御意見があったところでございます。

道としましては、引き続き、専門家の御意見をお聞きし、先行事例も参考としながら、市町村

【第1分科会 12月8日 第3号】

や関係する部署とも連携し、実効性のある導入に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 そのほかに、林業労働者からのヒグマの目撃情報、または、農村での目撃情報、それから、ふんなども、個体識別が可能となる有効な情報源となり得ると考えるわけです。

環境生活部の調査を補完し、情報を把握する仕組みとして他部と連携をして、生態調査に反映していくことも必要ではないでしょうか、いかがですか。

○井戸井ヒグマ対策室長 生息調査についてであります。生息数の推定には一定の精度の下で継続してデータを収集することが重要であり、道では、現在、国の24森林管理署や道の13森林室、8大学の演習林などに協力をいただき、それぞれが所管する道内各地の森林で、業務中に発見したヒグマの痕跡を記録していただく広域痕跡調査を行い、生息数の推定に活用しているところであり、引き続き、専門家の御助言の下、関係機関の協力をいただきながら調査を行っていきたいと考えております。

なお、農村や森林などでの足跡やふんなどの目撃情報は、市町村に情報提供いただくことが多く、日々の住民への注意喚起や道でのヒグマ注意報の発出などの情報として活用してまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 最後に、職員配置について、繰り返し求めてまいりましたけれども、このことについて伺います。

ヒグマの被害防止の課題に応じた道職員の配置、それから、道の組織全体を通じて、道総研も含めて、配置が必要と繰り返し求めてまいりました。兼務などもありながら、若干の補完を行ったと受け止めておりますが、今後の管理計画の見直しや捕獲に向けた調整などに迅速に対応できるようにするためには、さらなる体制の強化が必要と考えますが、どのように図っていくのか、部長に見解を伺い、私の質問を終わります。

○加納環境生活部長 職員の体制などについてでございますが、人とヒグマのあつれきの高まりを踏まえました課題に対応していくため、9月11日に、本庁ヒグマ対策室に新たに職員3名を兼務発令し、10月26日には、14振興局環境生活課職員を本庁ヒグマ対策室に兼務発令を行い、さらに、11月16日には、本庁ヒグマ対策室に2名を増員したところであります。

今後も、振興局を含めました専門的職員の育成確保に努め、本庁と振興局が一体となり、機動的に市町村を支援できるよう体制の強化を図りますとともに、市街地出没時を想定した訓練の実施などにより、市町村や警察など関係機関との連携を強化しながら、ヒグマ対策の強化に取り組んでまいります。

○真下紀子委員 終わります。

○内田尊之委員長 真下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時48分開議

○内田尊之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総合政策部所管審査

○内田尊之委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

渡邊靖司君。

○渡邊靖司委員 通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、新しい総合計画について伺います。

さきの我が会派の代表格質問で、新たな総合計画素案における目指す姿の考え方などについて質疑を行いました。目指す姿の実現に向けた手だてである政策展開や地域づくりの基本方向をはじめとした計画全体の内容について、さらに議論を重ね、次の段階の原案にステップアップしていく必要があると考えます。

以下、新たな総合計画について質問をしてまいります。

今回の素案については、9月に骨子を示した後、議会議論や道民意見などを踏まえ、知事の附属機関である北海道総合開発委員会での審議を経た上で取りまとめたとのことですが、どういった点を重視して取りまとめたのか、現行計画から変更した点を含め、伺います。

○内田尊之委員長 計画局長笠井敦史君。

○笠井計画局長 新たな総合計画についてでございますが、道では、今回の計画策定に当たりましては、道民の皆様のご意向を幅広くお伺いし、地域の実情を十分に踏まえて検討を進めることが重要との考えの下、アンケートによる道民の皆様や企業、団体等の方々の意向把握に加えまして、直接、職員が各地域に出向き、高校生や大学生といった若い世代の方々をはじめ、地域住民や市町村の皆様から個別に丁寧に御意見をお伺いしてきたところでございます。

こうした道民の皆様からの御意見を踏まえ、北海道総合開発委員会で議論を重ねた上で、計画の目指す姿や政策展開の基本方向を取りまとめ、このたびの素案でお示しをしたところでございます。

○渡邊靖司委員 素案の取りまとめに当たっては、道民や企業、団体への意向調査や、直接お伺いした道民や市町村の皆様からの意見を踏まえたとのことですが、これまでの道民意向の把握に関する具体的な取組の内容や聴取した意見の内容について伺います。

○内田尊之委員長 計画推進課長佐々木敏君。

○佐々木計画推進課長 道民意向の把握についてでございますが、道では、新たな総合計画の策定に当たり、道民の皆様や企業、団体等の方々に対し、北海道の将来に関する意向や地域が抱え

【第1分科会 12月8日 第3号】

る課題などを把握するためのアンケート調査を実施し、1300件を超える回答をいただいたほか、道内各地の32校の高校生や大学生の方々、100名を超える幅広い世代、地域、職種の地域住民の方々、さらには、市町村の皆様から直接、御意見を伺ってきたところでございます。

こうした取組を通じまして、道民の皆様からは、人口減少に直面し、地域社会が縮小する中で、今後における発展の方向性として、食、観光に加え、再生可能エネルギー、デジタル産業について力を入れるべき、期待するといった御意見が多くあったほか、地域社会を支える人材の確保育成や地域交通の確保、雇用の受皿づくりが重要との御意見も多くあったところでございます。

○渡邊靖司委員 把握した道民意向は素案にどのように反映されたのか、また、今後、原案から案へとプロセスを踏んでいく中で、こうした道民意向の把握に加え、計画の策定過程で道民等の多様な意見を反映するための手続をどのように進めるのか、伺います。

○内田尊之委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 道民意向の反映などについてでございますが、道では、新たな総合計画の検討に当たりましては、北海道総合開発委員会での御議論を通じ、道民の皆様、とりわけ、未来の本道を担う若い世代の方々が将来に希望を持ち、これからも地域に住み続けたいと思っただけの前向きなメッセージを計画の目指す姿として発信していくことが大変重要と認識しております。

道といたしましては、こうした認識の下、時代の変化や地域の課題、本道の特性やポテンシャルの分析に加えまして、職員が各地域に出向き、直接、幅広い道民の皆様から、将来の地域活性化への期待や地域の実情などをお伺いし、総合開発委員会で議論を重ね、道民の皆様の御意見を踏まえた今後の発展の方向性や課題への対応を計画の目指す姿という形で表し、その実現に必要な政策の基本方向などと併せて素案としてお示したところでございます。

道といたしましては、この素案を基に、市町村の御意見を伺いながら、原案の取りまとめを進めますとともに、今後、実施予定のパブリックコメントにおきましては、小中学生を含む若い世代の方々からの意見募集について検討するなど、今後とも丁寧な道民意向の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 計画策定に当たり、今回実施した意向調査などにより得られた道民からの様々な意見は、今後の道の政策を進める上で大変貴重なものであることから、全庁で共有し、各部局が所管する計画策定の検討や推進管理などに生かすべきと考えますが、見解を伺います。

○佐々木計画推進課長 道民意見の活用についてでございますが、道といたしましては、新たな総合計画の策定に当たり、道民の皆様などを対象として実施したアンケート調査や意見聴取の結果については、本道の将来に関する道民の皆様の意向を取りまとめた大変貴重なデータと認識しており、総合計画に沿って策定されている特定分野別計画の推進管理にも資するものであることから、関係部においてデータを活用することができるよう、全庁的な共有を進めているところで

ございます。

また、こうしたデータにつきましては、総合計画策定後の推進管理においても、道民意向の変化を把握していく上で基礎となるものであることから、有効に活用を図ってまいります。

○渡邊靖司委員 次に、政策の方向性について伺います。

先月開催された北海道総合開発委員会計画部会では、素案の事務局案が審議され、観光、地域交通、自然・環境、グローバル化など、個別の政策について記載内容の充実を求める指摘があったと承知していますが、こうした意見や議会議論を踏まえ、今後、原案の作成に向け、どのように取り組むのか、伺います。

○笠井計画局長 政策の方向性についてでございますが、道では、このたび素案をお示しするに当たっては、計画の目指す姿とともに、目指す姿の実現に向けた政策展開の基本方向、さらには、政策の柱や目標、政策の方向性について体系的に整理をし取りまとめ、総合開発委員会で御議論をいただいたところでございます。

その際、政策の方向性に関しましては、時代の変化をよりの確に捉えていくべきものがあるといった御意見や、政策目標への対応として十分ではないものがあるといった御意見など、目指す姿の実現に向けた政策内容の充実について御指摘があったところでございます。

道といたしましては、原案に向けまして、さらに道議会での御議論や総合開発委員会の御意見も踏まえ、市町村の御意見も伺いながら、政策の方向性などについて全庁的な検討を進めてまいります。

○渡邊靖司委員 指標の目標値については、原案に向け検討されると承知していますが、外国人観光入り込み客数や道内空港の国際線利用者数など、コロナ禍で大きな影響を受けた指標もあり、新たな計画において具体的な数値目標を掲げる際には留意が必要と考えますが、こうした点への対応について伺います。

○笠井計画局長 指標の設定についてでございますが、新たな総合計画では、政策目標の達成度をより明確にするため、客観的な数値などの指標を設定することとしてございまして、このたびの素案におきましては、政策の方向性ごとに指標の項目をお示ししたところでございます。

指標の具体的な数値設定につきましては、本道を取り巻く環境が変化する中で、これまでの傾向を単に延長するだけでは将来の予測が難しい状況となっているため、今後については、可能な限り、これまでの数値の動向について、その変動要因の分析を行った上で設定していくことが重要と考えております。

○渡邊靖司委員 総合計画素案第4章では、地域づくりを進める基本的な視点として、これまでと同様に、個性と魅力を生かした地域づくりと様々な連携で進める地域づくりの二つが示されていますが、その考えについて伺います。

○内田尊之委員長 地域創生局長大野哲弘君。

○大野地域創生局長 地域づくりの基本的な視点についてでございますが、本道の地域振興に関する基本的な考え方を定めました北海道地域振興条例におきましては、地域の創意と主体性の発

揮、道民、市町村、道の協働、地域相互の連携と補完といった基本理念をはじめ、市町村の施策への支援や緊密な連携といった道が果たすべき責務などについて規定しているところでございます。

新たな総合計画における地域づくりの基本方向の検討に当たりましては、こうした地域振興条例の基本理念などを踏まえ、個性と魅力を生かした地域づくりと様々な連携で進める地域づくりという二つの視点を地域づくりを進めていく上での基本的な視点として位置づけるとともに、本道の強みである食、観光の価値の向上、地域のポテンシャルを最大限発揮するDX、GXの推進、外国人も安全に安心して暮らせる環境づくりといった社会経済の変化なども踏まえた新たな視点についても盛り込んだ上で、地域づくりを推進していくこととしております。

○渡邊靖司委員 計画推進上のエリア設定では、中核都市の機能を補完する中核都市群や地域中心都市について、現行の計画ではその機能を有する具体的な市や町の名称が記載されておりますが、新しい計画素案では、中核都市群と地域中心都市の機能が本文に記載され、具体的な市や町の名称が記載されてはおりませんが、その考え方について伺います。

○大野地域創生局長 エリア設定などについてでございますが、現行の総合計画の地域づくりに係る計画推進上のエリア設定に当たりましては、中核都市と相互に結びつきが強く、一体的に都市機能を発揮する中核都市群や、エリアの中で都市サービスや日常生活ニーズなどの面において中核都市の機能を補完する地域中心都市を設定し、市や町の名称を記載しているところでございます。

新たな総合計画におきましては、人口減少やデジタル化の進展などにより、連携地域や振興局所管地域にとどまらない多様な結びつきが見込まれることを踏まえまして、それぞれの地域特性を生かした地域づくりを進めるため、今後も一定の役割を果たすことが見込まれる中核都市群や地域中心都市が有する機能についてのみ本文に明記することとしたところでございます。

○渡邊靖司委員 総合計画素案には、地域の方向性として、連携地域ごとに目指す姿や現状課題、地域づくりの方向などが記載されておりますが、山積する各地域の課題に対する振興局の役割はますます大きくなるものと考えます。また、地域に根差した政策の展開が不可欠であり、計画推進に当たっては体制を充実させていくことも重要であると考えます。

その際には、振興局が独自の政策などを市町村と連携して機動的に実施できるための権限や予算の在り方も含め、検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

○内田尊之委員長 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○菅原総合政策部地域振興監 地域における推進体制についてでございますが、総合計画に基づく地域ごとの具体的な施策や取組につきましては、地域振興条例に基づき、振興局長が市町村長や地域の関係者の参画を得て開催しております地域づくり連携会議の場で共有した地域課題を踏まえて、条例に基づく地域計画であります連携地域別政策展開方針を策定し、振興局が中心となって推進しているところでございまして、振興局長の判断で地域振興派遣や地域づくり総合交付金を活用するなどして、地域の実情に応じた取組を進めてきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、地域づくりの拠点であります振興局が、日頃から市町村や地域の皆様の声を丁寧に向い、施策に反映させていくよう努めますとともに、より実効性のある支援の在り方について検討を行いながら、財政、情報、人による支援を組み合わせるなどして、持続可能な地域づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 今後の取組について伺います。

新たな総合計画の素案に関し、様々な視点から質問させていただきましたが、北海道の力が日本、そして世界を変えていく、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域を創るという目指す姿を実現していくためには、地域づくりを含め、具体の政策について全庁を挙げてさらに検討を進めていくことはもとより、計画推進に向けて、振興局を含めた全庁的な推進体制についても検討する必要があると考えますが、道の所見を伺います。

○三橋総合政策部長 計画の推進に向けた対応についてでございますが、計画の目指す姿の実現に向けましては、総合計画が示す政策の方向に沿った施策、事業につきまして、全庁を挙げて立案していくことはもとより、計画の策定後におきましても、PDCAサイクルにより進捗状況を点検していく仕組みをつくっていくことが重要と認識しております。

こうした認識の下、道では、計画の策定後におきましても、毎年度実施する政策評価を通じまして、計画に掲げる指標の進捗状況や施策の推進状況などについて全庁で点検評価し、道民の皆様にお示ししますとともに、今回、新たに、計画の中間年におきまして、政策の中間目標の達成状況などを点検する仕組みを導入し、点検結果に応じ、計画の見直しを行うなど、計画の実効性が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 道央圏への一極集中が今後も課題となることなどを踏まえると、地域との関係はより一層重要となり、こうした点を踏まえた計画の検討が求められます。こうした点などについて、改めて知事の考えを伺いたいと思います。委員長、お取り計らいをよろしく願います。

次に、交通政策について伺います。

先日、追加提案のあった価格高騰等経済対策に関連する補正予算のうち、地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援事業について、以下、数点伺います。

このたびの補正予算には、物価高騰等の影響を受けている地域の公共交通事業者等を支援するための事業予算が計上されておりますが、バスとタクシー事業者への支援額単価が今年の臨時会で措置した事業よりそれぞれ引き下げられております。どのような考え方で予算単価を見直したのか、伺います。

○内田尊之委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 臨時支援事業についてでございますが、道では、利用者の減少や燃油価格の高騰などにより厳しい経営状況にあるバスやタクシー等の交通事業者の方々が安定的に事

【第1分科会 12月8日 第3号】

業継続できるよう、本年の第1回臨時会におきまして臨時支援に係る予算措置をいただき、車両維持に係る自賠責保険料や自動車重量税といった法定費用と燃料費に係る負担の増加分などを対象とした支援策を講じたところであります。

こうした中、事業者や関係団体の皆様からは、燃油価格の高止まりや物価高騰、さらには、運転手不足等により依然として大変厳しい経営状況に直面しているといった多くの声をお聞きしてきたところでございます。

道といたしましては、事業者の方々から現在の実情などをお伺いした上で、前回の支援では対象としていなかった車両整備費や部品費の高騰分などにも支援を拡充し、本定例会において当該経費に係る予算案を提案させていただいたところでございます。

○渡邊靖司委員 今回の事業では、バスやタクシー、営業用貨物自動車、トレーラーを支援対象とする一方、フェリーは支援対象となっておりません。支援対象をどのような考え方で取捨選択しているのか、伺います。

○齋藤地域交通担当課長 支援対象についてでございますが、第1回臨時会において予算措置をいただきましたフェリー事業者への支援に当たっては、船は、バスやタクシーなどと異なり、自賠責保険料や自動車重量税といった法定費用がないことから、船舶安全法に定められ、毎年度、実施する必要がある検査実施に係る整備費や部品費を補助対象経費として支援を実施したものであります。

このため、今回、バスやタクシーに対して支援を行うこととした整備費や部品代などといった事業者負担分については既に支援を講じていること、また、燃油価格の高騰による影響については、いわゆる燃料油サーチャージとして運賃への転嫁が可能であることなどを踏まえ、フェリーについては、今回、支援対象とはしなかったものでございます。

○渡邊靖司委員 このたびの補正予算では、補助対象とするバスの台数は、臨時会で措置した当時の同数となっておりますが、タクシーの台数は、9700台から1万600台へと増加しております。

どのような考えで対象車両数を増やすこととしたのか、伺います。

○齋藤地域交通担当課長 タクシーへの支援内容についてでございますが、本定例会に提案している臨時支援事業の検討に当たり、道において、様々な交通事業者や関係団体の方々などに物価高騰の影響などについて確認を行う中で、北海道ハイヤー協会や事業者の方々からは、前回、対象としていなかった福祉タクシーに対する物価高騰などの状況を踏まえた支援措置について御要望があったところであります。

道では、前回の支援におきましては、要介護者の方々の通所や通院など、特定目的で利用される福祉タクシーについては対象外としたところでありますが、御要望などを踏まえ、改めて実態を確認したところ、福祉タクシーについても、定期的な通院や買物などといった公共交通機関と同様の生活利用が確認されたことなどから、新たに支援対象として追加することとし、対象車両数を増加したものでございます。

○渡邊靖司委員 バスやタクシーといった公共交通事業者やトラック輸送事業者の方々にとって燃料費は非常に大きなコスト要因であり、このたびの物価高騰による影響をとりわけ強く受けている方々と言えます。このたびの緊急経済対策予算を、こうした公共交通事業者や輸送事業者の方々に1日でも早くお届けすることが重要と考えます。

道は、事業者の方々に寄り添った早急な事業支援の実施にどのように取り組む考えなのか、今後の対応について伺います。

○内田尊之委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 今後の対応についてでございますが、道内の交通事業者や物流事業者の方々は、地域の暮らしや産業を支える重要な役割を担っていただいておりますが、物価の高騰や輸送を担う人材の不足などといった様々な課題に直面しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として大変厳しい状況にあるものと認識しております。

このため、道では、乗合バスなどの交通事業者やトラックによる貨物運送事業者の方々が今後も安定的に事業を継続できるよう、国の交付金を活用し、改めて臨時支援を行うこととしたものであり、本事業の実施に当たりましては、予算案の議決をいただいた後、事業者の皆様に速やかに執行できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 今後の対応に関し御答弁いただきましたが、今回の追加対策に込めた知事の思いなどを改めて伺いたいと思います。委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、JR北海道に関し、数点伺います。

先日開催された北海道鉄道活性化協議会の総会では、協議会の取組を総括し、協議会として引き続き全道的な観点で鉄道の利用促進策を展開していくことを決議いたしましたが、これは、JR北海道の維持困難線区に関する総括的検証が行われる前に、全道的な観点で鉄道の利用促進を展開していくことの重要性や地域の立場を表したものと言え、その意義は大変大きいと考えます。

地域は懸命に利用促進に取り組んできたものの、コロナ禍によってその歩みを止めざるを得なかったため、結果が十分とはいえない状況にあることを踏まえると、人流が回復しつつある今こそ、鉄道活性化協議会が中心となって積極的な利用促進を展開していくことの重要性はさらに高まるものと考えられます。

道として、どのような対応をしていく考えなのか、伺います。

○内田尊之委員長 鉄道企画担当課長佐藤寿志君。

○佐藤鉄道企画担当課長 北海道鉄道活性化協議会の取組についてでございますが、協議会においては、これまで、企業や団体などに対する通勤や出張などでの公共交通の利用の働きかけといった道民運動の展開をはじめ、観光列車のモニターツアーの実施などの利用客の取り込みのほか、本道における鉄道の魅力や重要性の発信など、応援機運の醸成、さらには、国民的理解の促進に取り組んできたところでございます。

【第1分科会 12月8日 第3号】

先般開催いたしました協議会の総会におきましては、これまでの取組成果を総括した上で、今後の方向性について、利用促進の取組を継続する決議を行ったところでございまして、道としては、この決議に基づき、鉄道の利用増加に直結する新たな取組の検討をはじめ、インバウンド客に対する訴求を強化するとともに、道外の方々による応援機運を醸成するため、本道における鉄道の魅力や重要性に関する情報を幅広く発信するプロモーション事業のさらなる充実を図るなど、今後も、引き続き、沿線自治体や関係団体と一層の連携を図りながら、創意工夫を凝らした利用促進策を切れ目なく展開してまいりたいと考えております。

○渡邊靖司委員 このたびの決議によって、協議会と地域が連携して利用促進に取り組むことをアピールいたしましたが、利用促進の取組を今後も持続的に展開していくためには、維持困難線区やJR北海道の経営改革に向けた国の支援が継続されることが重要であることは多くの関係者にとって共通の理解であります。

そのためには、協議会の決議にあるとおり、国への要請が必要ですが、国への要請に向けて主体的な対応が求められる道として、どのような要請事項を取りまとめるのか、伺います。

○内田尊之委員長 鉄道担当局長斎藤由彦君。

○斎藤鉄道担当局長 国への要請内容についてでございますが、持続的な鉄道網の確立に向けては、JR北海道の徹底した経営努力を前提として、国の実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力支援が必要との認識の下に、先般、北海道鉄道活性化協議会の総会におきまして、沿線地域のみならず、関係団体とも一体となって利用促進の取組を継続していくことを決議した後、同日に開催をいたしましたフォーラムにおきまして、その内容について幅広い関係者とも共有を図るとともに、その総意をもって国への要請を実施することを確認したところでございます。

これらを踏まえ、道といたしましては、速やかに沿線自治体や関係団体からの御意見を伺うこととし、国への要請に向けまして、令和2年12月に国が公表をいたしましたJR北海道に対する支援パッケージに基づき、その支援を着実に実施することや、総括的な検証に当たりまして、コロナ禍の影響を十分考慮することといった事項を中心に、早期に要請内容を取りまとめていく考えでございます。

○渡邊靖司委員 維持困難線区に関するJR北海道や地域の取組に関しては、監督命令にあるとおり、年度内に総括的な検証が行われるものと認識しておりますが、その時期は明らかではありません。

既に、地域としては、JR北海道単独での維持が困難とする線区に対する協力、支援として、引き続き利用促進に取り組むことを確認し、この維持困難線区の解決に向き合う総意を示したところであり、こうした動きの中で、速やかに国への要請を行っていくことが必要ではないかと考えますが、道としてどのように対応するのか、伺います。

○内田尊之委員長 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○宇野総合政策部交通企画監 国への要請の実施についてでございますが、これまで、沿線地域

では、国がJR北海道に発出した監督命令に基づく集中改革期間において、JRと連携し、アクションプランに基づく利用促進やコスト削減の取組に加え、今年度は鉄道の利用拡大に向けた実証事業を実施しております。

また、道におきましては、本年7月、知事と沿線首長との意見交換会を開催し、沿線の首長からは、コロナ禍によって利用促進策を思うように展開できなかったことによる総括的検証への影響に対する懸念の声や、今後の取組方向として、利用促進の重要性などに関する御意見を伺うとともに、先般、知事が会長を務めます北海道鉄道活性化協議会を開催し、これまでの取組を総括した上で、関係団体の総意の下、全道的な利用促進の取組の継続や国への要望の実施について決議を行ったところでございます。

道といたしましては、こうした経緯を踏まえまして、道や沿線自治体、関係団体の懸念や考えを速やかに国に伝えていく必要があると考えており、今後、スピード感を持って、国や関係団体などとの調整を図りながら、持続的な鉄道網の確立に向けまして、真に実効ある支援が講じられますよう、時期を逸することなく、国に要請を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○渡邊靖司委員 維持困難線区に関する対応については、知事のリーダーシップが問われるものであり、知事に直接その認識を伺いたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、情報セキュリティ対策について伺います。

先日、G o T o イート事業のために全国で開設していた、インターネット上の住所に当たるドメイン名が第三者に転売され、悪用されている可能性があるとの報道がありました。中でも、北海道のサイトは200万円近い価格で取引されるものもあると聞きます。これを聞いて私もびっくりしました。仮に事実とすれば、ゆゆしき事態であります。

そこで、以下、道の情報セキュリティ対策に関し、数点お伺いします。

道は、報道された具体的な内容を把握しているのか、まず伺います。

○内田尊之委員長 情報基盤担当課長守山英男君。

○守山情報基盤担当課長 G o T o イート事業に係るドメインについてでございますが、当該報道後に、当課からG o T o イート事業担当部局へ確認を行ったところ、当該事案は、農林水産省の実施事業を各都道府県の商工会議所等が受託して開設していた特設サイトに関わるものであり、事業終了による特設サイトの閉鎖後、第三者により、同じドメインが取得され、オークションにかけられたものと推察されます。

○渡邊靖司委員 どのような形で転売されたと考えられるのか、伺います。

○内田尊之委員長 デジタル化推進担当局長西本佳史君。

○西本デジタル化推進担当局長 ドメインのいわゆる転売についてでございますが、日本のインターネットドメインである「. j p」には、原則として、企業の「c o . j p」や、道を含む自治体の「l g . j p」といった組織ごとに一つしか取得できない属性型J Pドメインのほか、ユ

【第1分科会 12月8日 第3号】

ユーザーが個人でも取得できる汎用JPドメイン、いわゆる独自ドメインがありまして、同じドメイン名でない限り、自由にドメインを取得することができます。

このため、一度取得された独自ドメインが廃止され、使用されなくなった場合は、第三者による新たな取得が可能な状態となります。

今般、GoToイート事業で使用されていたドメインは、こうした独自ドメインであるため、事業終了後、廃止されたドメインを第三者が取得し、オークションサイトでの出品、入札が行われたものと考えております。

また、こうした行為が行われる背景といたしましては、一般的な検索エンジンにおきましては、既に利用実績のあるドメインが、新規で作成されるドメインよりも検索結果の上位に表示されるなどの理由で、いわゆる転売行為が行われているものと考えられます。

○渡邊靖司委員 不適切な形で道のドメイン名が利用されないようにする必要がありますが、道では現在どのように対応しているのか、伺います。

○守山情報基盤担当課長 ドメインの管理状況についてでございますが、道が管理するホームページの構築に当たりましては、自治体のみが利用可能なドメインである「lg.jp」ドメインを利用し、ウェブサイトの構築を行っております。

一方、庁内各部局の様々な外部委託事業におきましても、それぞれウェブサイトが作成、利用されておりますが、こうした受託事業者が作成するウェブサイトに関しましては、これまで、ドメイン管理に関する明確なルールがないため、各事業ごとに独自にドメインを設定し、運用されているものが多い状況となっております。

以上です。

○渡邊靖司委員 既に使用を終えており、転売可能な状態となっている道のドメイン名がどの程度あるのか、伺うとともに、既に使用を終えたドメイン名が転売されないようにする方策について併せて伺います。

○守山情報基盤担当課長 使用済みドメインの状況についてでございますが、自治体専用の「lg.jp」ドメインは、当課において申請許可、管理を行っておりまして、当該ドメインの利用が終わった場合でも、自治体以外は利用できないため、転売のおそれはないところでございます。

一方、各部局が外部委託事業として作成するウェブサイトのドメインに関しましては、これまで、一元的に把握、管理するルールなどがなく、把握できる状況となっていなかったところでございます。

なお、廃止ドメインの転売防止方策といたしましては、国からは、自治体のみが利用可能な「lg.jp」を含むドメイン名を使用し、ウェブサイトを構築することが推奨されております。

以上です。

○渡邊靖司委員 自治体専用のドメインである「lg.jp」を含む道庁のドメインを利用する

ことで、転売や悪用が予防できるとのことですが、委託事業などで、独自ドメインによる外部サイトの構築が行われた場合には対策が難しくなるものと考えます。どのように対応する考えなのか、伺います。

○**守山情報基盤担当課長** 独自ドメインへの対応についてでございますが、今後のサイト構築に当たりましては、自治体専用ドメインである「l g . j p」ドメインの利用を優先することはもとより、それが困難で独自ドメインを利用せざるを得ない場合にあっては、事業終了後も、一定期間、当該ドメインを保持し、管理いたしますことで、検索サイトにおける表示順位が低くなり、再取得の防止に効果があるものと考えてございます。

○**渡邊靖司委員** 道のドメイン名が転売され、第三者に悪用されることがあれば、情報セキュリティ上の問題であることにとどまらず、道の信用を毀損しかねない状態にあり、早急に対策を徹底する必要があると考えます。

特に、北海道のサイトは、全国的に知名度が高いものが多く、人気があると聞いており、北海道のブランドイメージを維持するためにも、道は危機感を持って、道の事業で取得するドメイン名の転売防止等に取り組む必要があります。

道は、今後どのように対応するのか、伺います。

○**内田尊之委員長** 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○**水口総合政策部次世代社会戦略監** 今後の対応についてでございますが、道が構築するウェブサイトにおきましては、転売利用のできない自治体専用の「l g . j p」ドメインを利用しておりますが、各部局の委託事業で受託者が作成しているウェブサイトにおきましては、これまで、ドメイン管理に関する明確なルールがなかったため、いわゆる独自ドメインが利用されているケースもあったところでございます。

こうした中、道の事業終了に伴い、廃止したドメインが第三者に取得され、別な目的で利用されたり悪用された場合には、道の信用を損なうおそれがあると考えております。

このため、既に各部局には注意喚起の通知を行ったところでございますが、今後、ドメイン管理に関する規程を整備し、全庁に周知徹底を図りながら、こうした事案が発生しないよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○**渡邊靖司委員** ドメイン管理に関する規程を整備して、転売防止に取り組むとの答弁でありましたが、北海道ブランドの信用に関わる問題でもありますので、最善の方策を早急に構築することを指摘いたしまして、私の質問を終わります。

○**内田尊之委員長** 渡邊委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

○武田浩光副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

清水敬弘君。

○清水敬弘委員 それでは、私から、通告に従いまして、地域交通の確保対策、国の経済対策に伴う補正予算の考え方や対象、並びに、当面の総合物流対策などについて、順次伺ってまいりたいと思います。

新聞報道等でも御案内のとおり、北海道新幹線札幌延伸に伴いましてバス転換される並行在来線JR函館本線の長万部－小樽間につきまして、代替バスを運行予定であります北海道中央バスなど3社が、運転手確保の見通しが立たないため、道が示したダイヤ案に沿った本数の運行は困難であると道に伝える旨の報道がありました。

バス運転手不足の現状につきまして、これらは全国的なバス運転手の不足に伴うものでもありますが、バス路線が減便、廃止されるとの報道について、現状をどのように認識しているのか、まず伺います。

○武田浩光副委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 運転手確保についてでございますが、路線バスは、住民の方々の暮らしや産業を支える公共交通機関として欠くことができない輸送手段であります。高齢運転手の方の退職や新規採用者数の減少などから多くの事業者が運転手不足に直面しており、道といたしましては、地域のバス路線を安定的に確保していく上で、運転手の確保は重要な課題と認識しております。

○清水敬弘委員 続けて伺います。

バス運転手の確保に向けた取組であります。バス運転手の不足に対するこれまでの取組について伺います。

○齋藤地域交通担当課長 運転手確保に向けた取組についてでございますが、道では、これまで、北海道バス協会などと連携しながら、バス運転体験をセットにした合同就職相談会の開催や大型2種免許の取得に対する助成といった取組を実施してきたところでございます。

また、今年度からは、これらの取組に加えまして、合同就職相談会をハローワークとも連携しながら全道各地に拡大して開催したほか、首都圏において北海道へのU・Iターンイベントへの出展や、全国のバス事業者が集う就職イベントへの参加といった移住・観光施策と連携した道外でのプロモーション活動の実施など、取組を強化するとともに、国に対して、運転手の方々の雇用環境の整備への支援などについて要望を行ってきたところでございます。

○清水敬弘委員 ただいま御説明がございましたが、報道等によりますと、本年8月までの1年5か月で、全国合わせて約8667キロメートルもの路線が廃止され、その要因として、4割で、JRの運転手、そしてバスの運転手不足が挙げられたということでもありますが、様々な対策を講じていく旨だけは受け取りました。

しかしながら、来年4月から始まる時間外労働の上限規制、いわゆる2024年問題などにより、運転手確保に向けてはさらに厳しい環境が予測されるということが今の段階で分かっておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○武田浩光副委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 今後の対応についてでございますが、多くのバス事業者において運転手不足が深刻化する中、道では、北海道バス協会などと連携しながら、運転手確保に向けた各種取組を実施いたしますとともに、事業者の方々が安定的に事業継続ができ、運転手の雇用環境の整備などにつながるよう、国や市町村と協調した運行費補助や車両維持経費及び燃料高騰分への財政的な支援などを実施してきたところでございます。

また、今年度は、合同就職相談会の全道各地での開催など、運転手確保に向けて取組を強化したほか、今後は、北海道運輸局と連携し、自衛隊を退職される方々向けの就職相談会の開催などに取り組んでいくこととしているところでございます。

道といたしましては、引き続き、交通事業者はもとより、北海道運輸局や市町村など地域の関係者とより一層、連携協力しながら、運転手確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 今ほど対策を伺いましたが、後ほど、総合的に再度お伺いできればと思えます。

次に、国の経済対策に伴う補正予算について伺いたいと存じます。

先日、追加提案されました国の総合経済対策に伴う重点支援地方交付金を活用した補正予算に関し、地域公共交通事業者並びに運輸事業者臨時支援事業補助金について伺ってまいりたいと存じます。

まず、この支援の考え方ではありますが、今回は車両整備費を支援するとのことですが、これまでも道では、車両維持費等につきまして支援してきたものと承知しておりますが、過去の事業との違いについて伺うとともに、地域公共交通を担う事業者を取り巻く環境は厳しさを増している中、これまでの支援の効果をどのように分析し、本事業を実施することとしたのか、併せて伺います。

○齋藤地域交通担当課長 臨時支援事業についてでございますが、道内の交通事業者や物流事業者は、利用者の減少や燃油価格の高騰などにより、厳しい経営状況にありますことから、道では、事業者の方々が安定的に事業継続ができますよう、本年の第1回臨時会において予算措置をいただき、車両維持経費や燃料費などに対する臨時支援を実施したところであります。

こうした中、交通・物流事業者や関係団体の皆様からは、これまでの臨時支援により、燃油代などの支払いに充当でき、経営の安定化に寄与したといった声とともに、燃油価格の高止まりや物価高騰、さらには、運転手不足等により依然として大変厳しい経営状況にあるといった多くの声をお聞きしてきたことから、道では、事業者の方々から実情などをお伺いした上で、前回の支援では対象としていなかった車両整備費や部品費の高騰分などにも支援を拡充し、本定例会にお

いて当該経費に係る予算案を提案させていただいたところでございます。

○清水敬弘委員 先ほど渡邊委員からも御指摘がありましたが、支援の対象について私からも伺いたいと思います。

今回の事業に関しましては、福祉タクシーを新たに対象としておりますが、今回から対象とした理由について再度伺うとともに、どの程度の台数を対象として想定しているのか、お聞きしたいと思います。

また、前回対象としていたフェリーについて、対象外とした理由についても再度伺います。

○齋藤地域交通担当課長 臨時支援事業の対象についてでございますが、福祉タクシーなど、特定の目的で利用されるタクシーにつきましては、前回の支援において対象外としていたところでございますが、今回の臨時支援事業の検討に当たり、道におきまして、北海道ハイヤー協会やタクシー事業者の方々に物価高騰の影響などについて確認を行った中で、福祉タクシーについても経営状況が厳しく、支援の対象としてほしいとの御要望があり、定期的な通院や買物などといった公共交通機関と同様の生活利用が確認されたことなどから、新たに福祉タクシー約900台を支援対象として追加することとしたものでございます。

また、フェリーにつきましては、前回の支援において、船は、バスやタクシーなどと異なり、自賠責保険料などの法定費用がないことから、毎年度の検査実施に係る整備費や部品費を補助対象経費として支援を実施したところであります。

このため、今回、バスやタクシーに対して支援を行うこととした整備費や部品代などといった事業者負担分につきましては既に支援を講じていること、また、燃油価格の高騰による影響については、いわゆる燃料油サーチャージとして運賃への転嫁が可能であることなどを踏まえ、フェリーにつきましては、今回、支援対象としなかったものでございます。

○清水敬弘委員 今ほど地域交通担当課長から詳細な説明を伺いました。

改めて、福祉タクシーの経営状況の厳しい状況に鑑み、新たに福祉タクシー約900台を支援対象として追加したということをお伺いしました。また、フェリーにおきましては、燃料油サーチャージとして運賃への転嫁が可能であるという部分も含めて、しっかりと受け止めさせていただきました。

今ほど、個別具体の事業ながら、国が示しました経済対策に伴い、過日、追加提案された補正予算の内容をお伺いしました。

我が会派の代表格質問で再々質問までさせていただきましたが、知事の御答弁には、依然、依然としない部分がございます。道民の命と暮らし、健康を守り、経済の活性化を図るとまでおっしゃっている知事の決意を、追加提案されて見えてまいりました道の補正予算との整合性など、再度、知事に伺いたく存じます。委員長のお取り計らいをお願いしたいと存じます。

続きまして、当面の総合物流対策などについても伺ってまいりたいと思います。

まず、2024年問題に関する道の認識について伺いたいと思います。

先ほど来確認をさせてもらっておりますバス運転手と同様に、トラックドライバーの確保も重

要な課題であるとともに、2024年問題は、物価高騰による経営環境の悪化などから、トラック事業者には非常に厳しい環境にあることは、再々、我が会派、他会派の議員からも申し述べているとおりでございます。

現状の課題に対する認識について伺います。

○武田浩光副委員長 物流企画担当課長 椋平剛史君。

○椋平物流企画担当課長 トラック輸送の現状などについてでございますが、宅配便や石油製品など様々な物資を輸送し、本道物流の中核を担いますトラック運送事業者は、人口減少や高齢化の進行によるトラックドライバー不足に加え、2024年4月から適用されます時間外労働の上限規制への対応などの課題に直面している中、燃料価格の高騰などにより取り巻く環境が一層厳しさを増しており、これらの環境の変化に対応しつつ、輸送力を維持していくことが重要と認識しております。

○清水敬弘委員 続けて伺ってまいります。

国では、2024年問題に対して、物流革新緊急パッケージを策定し、荷主や物流事業者などが協力して物流を維持確保していくための取組が進められていることと承知しております。

このため、道としての取組について伺いたいと思います。

○椋平物流企画担当課長 これまでの取組についてでございますが、国では、10月に策定しました物流革新緊急パッケージにおきまして、物流の効率化や、荷主、消費者の行動変容、商習慣の見直しに向けて緊急的に取り組む施策を示したものと承知しております。

道では、これまで、国や運送事業者などの関係者と連携して、中継輸送や共同輸送などのトラック輸送の効率化をはじめとする物流の効率化や、労働環境や取引環境の改善を図るため、荷待ち時間の削減や適正な運賃収受に向けた荷主への働きかけを行ってきたところでございます。

また、人材の確保育成に向けましては、トラック協会と連携の上、大型免許の取得に対する助成を行っておりますほか、移住イベントへの出展による道外からの運転手確保に向けたプロモーションを行ったところでございます。

○清水敬弘委員 今ほど物流企画担当課長から詳細な説明を伺いました。

皆様には言うまでもありませんが、この物流業界、とりわけトラック業界におきましては、労働時間が、全労働者の平均労働時間で2割ほど他業種よりも長く、そして、収入は1割ほど低い、それから、多重構造によって様々な問題が生じている、以前から問題が起きている業界ではありましたが、何とか皆さんの強い使命感によって物流を守り抜いてきたという状況でもございます。このような中、道庁におきましては、しっかりとした対策を講じていくものとして、IT化、あるいはドローン物流などもあるかと思っております。

今の段階では、まだまだ課題は残されておりますが、ドローンを活用した物流の在り方についても伺いたいと思います。

何度も申し上げますが、人材不足であります。将来の輸送手段として、ドローンによる輸送も重要であると考えておりますが、現在の取組状況、そして、今後の課題について併せて伺いま

す。

○**椋平物流企画担当課長** 新技術の活用についてでございますが、道では、地域での配送体制の確保に向けた将来の輸送手段としまして、ドローン輸送などの新技術の活用に取り組んでおり、道内自治体や事業者と連携し、上士幌町や東川町などにおける実証に取り組んできたところでございます。

一方で、取組の拡大に向けましては、ドローンが輸送できる重量に制限があることや運航経費が割高であることなどの課題を確認しております。

○**清水敬弘委員** 今ほど答弁がありました上士幌町並びに東川町、両町であります。北海道内におけるドローン物流の今後の近未来につきまして、農業団体からも非常に強い期待、そして、関心が寄せられているということでもございます。

一例を挙げますと、買物客、買物弱者への対策が必要とした市町村は86%に上り、特に人口5万人未満の小規模な市町村では90%に達しているということでございます。この市町村全てがドローンを求めているわけではありませんが、改めて、物流支援は待ったなしの状況であることは言うまでもないということでございます。

また、高速道路などにおける自動運転化、隊列走行、あるいは、ドローン物流には荷物に制限があること、そして、運賃が割高であることは、現況、どうしても避けられない課題であります。改めて、通信環境の強化、そして、ドローン物流や隊列走行、運転の自動化は、物流業界では非常に難しいというのは百も承知であります。これらが少しでも運転の軽減に、そして、労働力の確保に向けて新たな可能性を模索し続けていただければと思っております。

現況で見えている効率的な物流網の確保についても伺います。

今後、モーダルシフトやパレチゼーション、パレットの一体化などにより、効率的な物流網の構築に向けた検討が加速することと考えております。

人員不足による配達サービスの効率化と再配達の解消についての検討も重要と考えますが、道としての見解を伺います。

○**椋平物流企画担当課長** 再配達の削減などに向けた取組についてでございますが、道では、国や関係団体、宅配事業者などと連携し、モーダルシフトやパレット化を推進しているほか、宅配便を1回で受け取るよう道民に呼びかけるため、ホームページや庁舎へのポスターの掲示などにより、再配達の削減に向けた啓発活動を行っているところでございます。

道といたしましては、トラックドライバー不足や働き方改革に対応し、安定的な物流体制を確保していくためには、様々な関係者が連携の下、再配達削減などの取組を進めていくことが重要と考えております。

○**清水敬弘委員** これまでるる伺ってまいりました。最後になりますが、今後の取組についても伺ってまいりたいと存じます。

これまで、人材不足や2024年問題について議論してまいりました。広域分散型の本道にとりましては、やはり、トラック並びに貨物輸送による物流網を中心とした輸送力の確保は非常に重要

な課題であります。

今後、持続的な物流網を確保していくため、道としてどのように取り組んでいく考えか、最後に伺います。

○武田浩光副委員長 物流担当局長白戸則幸君。

○白戸物流担当局長 今後の取組についてでございますが、本道の物流を将来にわたり持続的に確保していくためには、トラックや鉄道、船舶など、いずれの輸送手段も欠くことができず、道では、働き方改革への対応などを念頭に、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおきまして、各輸送手段の機能や連携の強化などの具体的な方策を取りまとめ、物流事業者や関係団体、行政が一体となりまして、トラック輸送の効率化や鉄道輸送へのモーダルシフトの推進などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めますとともに、トラック運転手などの人材の確保育成や取引環境の改善に向けた荷主への働きかけに努めるなど、様々な情勢の変化に対応した安定的かつ効率的な物流ネットワークの形成に向けまして取り組んでまいります。

以上です。

○清水敬弘委員 これまでるる伺ってまいりました。

部長並びに所管部の皆様、プロの企画立案者の皆様には実は言うまでもないかもしれませんが、このことは、本道の人材並びに物流を含めた総合交通・総合物流政策に係る極めて大きな本道全域に横たわる課題であります。

私は、第2回定例道議会の一般質問で、全国民の半数以上が、当時、物流の2024年問題を知らないという指摘をさせていただきました。その後、目前に迫る2024年問題がどれほど周知されたか、皆さんの努力はあろうかと思いますが、いまだに来年の春の大きな問題が理解されていないという状況もあろうかと思えます。

これは、物流のみならず、医療におきましても、福祉におきましても、そしてまた、建設分野におきましても同様に横たわる大きな人材の問題でもございます。

夕張市長時代、攻めの廃線を執行された知事に、本道の総合交通・総合物流政策の在り方を直接伺いたく存じます。委員長のお取り計らいをお願いし、私の質問を終えたいと思えます。

○武田浩光副委員長 清水(敬)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

桐木茂雄君。

○桐木茂雄委員 それでは、私からは、地域おこし協力隊の制度の活用について、何点か質問させていただきます。

平成21年に導入されました地域おこし協力隊制度は、道内各地において、地域活動の支援や住民の生活支援など多岐にわたる活動を通じて地域活性化に貢献しているものと思っております。

地域おこし協力隊の活動を促進するとともに、地方での起業や事業承継への支援の充実を求めて、数点伺わせていただきたいと思います。

【第1分科会 12月8日 第3号】

まず、平成21年から始まったこの制度は、年を追うごとに隊員数は増加し、受け入れる市町村も増え、各地域で活躍していると承知をしておりますが、市町村ごとの活用状況や活動分野、任期終了後の定住状況及び進路等はどのようになっているのか、まず伺わせていただきます。

○武田浩光副委員長 官民連携推進局参事高橋憲正君。

○高橋官民連携推進局参事 制度活用の現状についてでございますが、全道の地域おこし協力隊の隊員数は増加傾向にあり、直近の令和4年度の状況を見ますと、全国1位の943人となっております。

道内では、全体の約9割、157市町村が制度を活用しており、市町村別では、東川町の64人を筆頭に、21市町が10人以上の隊員を任用している一方で、22市町村は活用しておらず、市町村により活用状況に差があるものと認識しております。

道内で活動している隊員の方々の活動分野は、観光関係が全体の約21%でトップとなっており、以下、地域製品のPR・生産・販売の19%、教育・文化・スポーツの16%、農畜産業・林業・漁業の14%と続いております。

また、任期終了後の道内への定住率は約74%と全国平均を上回っており、定住者の進路は、就業が全体の約49%とトップで、続いて、起業の26%、就農の10%などとなっているところでございます。

○桐木茂雄委員 現在、私の地元の弟子屈町でも、男性3名、そして女性10名の登録がありました。今、それぞれの分野のお話がありましたが、情報分野ですとか、観光ガイド、それから、ワインの醸造所の責任者ですとか、特産の摩周メロンの後継者など、新しい産業における活躍が目立っております。

そういった意味で、定住とか、それから新しい仕事において、これから、この地域おこし協力隊のポジションというのは非常に大きいのだらうと思って、今回、私は質問させていただいております。

今答弁にありましたように、東川町では64名の隊員が任用されているということでもあります。しかしその一方で、全く活用せず、ゼロという市町村も22団体あるということでもございました。

私の地元の釧路管内においても、まだまだ本格活用とは言えず、町村にスタンスの差があります。利用団体が増えればいいというわけではありませんけれども、各町村の趣旨や目的を明確にした場合、大きな戦力になるというふうに私は思っております。

このように制度の活用には差が生じている要因について、道はどのような認識を持っているのか、伺います。

○高橋官民連携推進局参事 市町村における制度活用についてでございますが、市町村が協力隊制度を活用して地域課題に対応するに当たりましては、地域活性化に外部人材の新たな視点を取り入れたい、また、その人材の地域への定住を図りたいといった観点や、外部人材を受け入れる際の地域における受入れ体制の観点、さらには、過去の制度活用時における応募状況の観点などが隊員受入れの際の判断基準として挙げられており、こうした判断基準を基に、それぞれの市町

村が総合的に考慮した結果が、活用状況の差につながっているものと認識しているところでございます。

○桐木茂雄委員 そうだと思います。そういう状況の差に応じて各市町村にこういうような差が出てきているのだと思っています。多分、市町村も、総務省から出ている手引などを見ながら、この制度を理解しているとは思いますが、総合的にいろいろなことを考慮しながら、具体的に細かな点にも配慮しながら、地域の魅力も含めて、PRをしていく、市町村の中ではできないことをサポートしていくことが道としての役目であり、大事なことだろうというふうに私は思っております。

様々な要因によって各市町村において制度活用に差がある中、道内市町村のうち、約9割が協力隊制度を活用しているということでありまして、道では、これまで、この制度の活用についての取り組みで、また、現在、活用状況についてどのような評価をしているのか、お伺いいたします。

○武田浩光副委員長 官民連携推進局長所健一郎君。

○所官民連携推進局長 道のこれまでの取組等についてでございますが、道では、市町村や隊員の方々からお聞きしたニーズを基に、地域おこし協力隊への支援といたしまして、これまで、隊員確保に向けた移住イベントでの募集情報の発信、また、任期中の活動充実に向けた研修会、交流会の開催、さらには、任期終了後の定住に向けた起業や就農といった相談対応などに取り組んできたところでございます。

人口減少や高齢化が進む地域において、隊員の方々は、地域活性化や移住、定住の促進において非常に重要な存在となっていることから、道といたしましては、より多くの市町村にこの制度を活用していただきたいと考えております。

こうした中、市町村におきましても、80以上の市町村から、これまで以上に隊員を増やしたい、また、二つの市町からは、新たに制度を活用したい、こういった意向も伺っております。

道といたしましては、引き続き、市町村の支援ニーズも踏まえながら、この制度の活用促進に向けた支援に努めてまいります。

○桐木茂雄委員 80以上の市町村から、隊員を増やしたい、もっとこれを活用したいという声が上がっている、これが現実の声であるということ、もう一回、道のほうも認識を深めていただきたいと思っておりますし、今答弁にあったように、人口減少が進む地域にとって地域おこし協力隊というのは重要な存在であって、まさしく大きな戦力になるというふうに私は思っております。

地域おこし協力隊の制度の趣旨からいって、人口を増やすという人員の補充だけが目的ではないということは十分理解をしております。ただ、地域おこし協力隊の重要な目的を理解しながらも、今、市町村も含めて、商工会連合会も、そして観光協会など、そのまちの中核機関が隊員に期待している部分が多くあります。

市町村の課題をしっかりと補うためにも、道は、地域おこし協力隊への積極的な支援ですとか

【第1分科会 12月8日 第3号】

フォローを具体的に進めていくべきだというふうに思っております。

そして、終了後ですが、3年が終了した後に、その隊員たちが将来の姿をきちっと想像できるようなことも、隊員にとっては重要なことであり、隊員にとっての身分だというふうに思っておりますので、その点も含めて支援をしていくべきだというふうに思っております。

市町村における制度の活用状況や道の評価について、今、それぞれ伺ってまいりました。

知事は、公約に、地域課題への対応強化に向けて、地域おこし協力隊の支援体制を強化するというふうに盛り込んでおります。地域おこし協力隊に対する取組を強化しているのです。

本道で活躍していただく隊員のさらなる確保と定住に向けて、今後、道として市町村における制度活用支援にどのように取り組んでいく考えなのか、最後にお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 今後の制度活用支援についてでございますが、地域おこし協力隊の方々には、本道の地域活性化の重要な担い手でありますことから、道では、今年度、市町村や隊員の方々への相談体制を充実させるため、新たに地域おこし協力隊サポート推進室を設置するなど、募集から定住までの支援に取り組んでおりまして、さらに1月からは、道として新たに協力隊員2名を起用し、隊員に対するサポート体制をさらに充実させますとともに、市町村が行う隊員募集や受入れ体制の整備などにおきましても、隊員の視点で相談対応を行うなど、支援の強化に取り組んでまいります。

道といたしましては、引き続き、このような取組を通じて、市町村の制度活用を促進し、より多くの方々に隊員として本道に来ていただき、任期終了後も引き続き地域に定住していただくことで、人口減少が進む中で地域の貴重な担い手として御活躍いただけるよう、積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○桐木茂雄委員 ありがとうございます。

私は、道の大きな課題は、部の垣根を取り除いて推進すべきだと思っているのです。

今る質問した中においても、人材育成の件、それから人手不足の件についてもお話をちょっとさせていただきました。もしかしたら、それは経済部の話であって、総合政策部の話ではなかったかもしれません。しかし、質問はちょっと違ったにせよ、今年の第1回定例会の我が会派の代表質問の中で、少子化対策の環境整備について質問したとき、知事はこう答弁しているのです。

幅広い観点から全庁を挙げて課題に取り組むというふうに言ったのです。少子化対策のことでしたけれども、知事には、いかなる課題においても、全庁を挙げて取り組むのだという強い姿勢があるというふうに、私はそのとき理解をいたしました。

意見交換をした中で、そういう回答をいただいたときにそういうふうに理解をしました。つまり、総合政策部も経済部も教育庁も関係ないのだ、一つの目的に対して、きちっと取り組むべきことは、観点を変えながらもやっていかなければいけないのだということの表れだというふう

に私はそのときに思いました。

人口減少、それから人手不足、後継者の不在など、地域の根幹を揺るがす大きな問題を、今、地方は抱えております。人を1人増やすためにどれだけ苦勞しているのか、子どもを1人、学校の生徒を増やすためにどれだけ努力しているのか。地域おこし協力隊を生かすことは、観点は違うということは理解していますけれども、大きな役割がそこにあるような気がいたします。

人材不足について、皆さんが考えている以上に地域では悩んでいます。ですから、先ほども言いましたが、総合政策部、経済部、教育庁、そんな問題ではなくて、もう一回、全庁を挙げて一丸となって取り組んでいただきたいということを、今日、私は語りたかったのです。

人材育成のこと、それから人手不足のことも含めて、地域おこし協力隊をどうやって生かしていくかということについて、皆さんと共にもう一回議論をしたいなというふうに思っております。

この制度を生かした中で、地域おこしという最大の目標達成のために、なお一層の支援を皆さん方をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○武田浩光副委員長 桐木委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 通告に従いまして、デジタル標準化への対応について伺っていきます。

令和3年に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立をいたしまして、昨年4月には、システム標準化の推進に関する基本的な事項につきまして、地方公共団体情報システム標準化基本方針が定められております。

全国で約1700以上ある各自治体が、例えば、住民記録の業務などについて、個別に情報システムを開発したり、カスタマイズして運用、保守している現状について、あまりにも非効率的ではないかとの指摘もありまして、時にこれが自治体システム1700個問題などとも言われておりますが、まず、道内自治体の現状と国が進める地方公共団体情報システム標準化の取組の必要性などについて併せて所見を伺います。

○武田浩光副委員長 地域デジタル担当課長榎波潤記君。

○榎波地域デジタル担当課長 情報システムの標準化に関する道内市町村の現状などについてですが、これまで、各自治体では、それぞれの実情に合わせ、情報システムをカスタマイズしているため、税制などの制度改正時には、個別に仕様を作成し、発注するなどの事務負担が発生しており、道内の市町村におきましても同様の傾向が見られるところでございます。

こうした状況を踏まえ、国では、自治体の人的・財政的負担の軽減を図り、職員が住民へのサービス提供などに注力できるようにするため、住民の利便性の向上や行政運営の効率化に寄与することを目的に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定し、情報システムの標準化、共通化の取組を進めているところでございます。

○中川浩利委員 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について、具体的にどのような

環境の整備や実現を図るのか、伺います。

また、そもそも、根本的なところとして、このいわゆるシステム標準化が完遂したときの姿は、想像するような効果が得られるのでしょうか。結局、見た目だけがガバメントクラウドに移行した格好になるだけで、相変わらず1700以上の自治体が個別にシステムを開発したり、カスタマイズして運用、保守することにならないのか、自分が素人だけによく分かりませんが、システムの標準化とは一体どういうことなのか、所見を伺います。

○榎波地域デジタル担当課長 情報システムの標準化、共通化についてであります。自治体の基幹業務システムの標準化については、人的・財政的な負担の軽減とともに、オンライン申請などを全国に普及させるためのデジタル化の基盤構築が目標とされております。

また、標準化対象事務は、情報システムによる処理の内容が各自治体において共通し、かつ、統一的な事務とされており、原則、カスタマイズをしないこととされております。

なお、国の推進計画では、自治体の基幹業務システムは、これまで、自治体が独自にカスタマイズをしてきた結果として、改修時における個別対応を余儀なくされるなどの課題があるため、標準化法におきましては、各自治体における事務処理の共通性、住民の利便性の向上、行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を特定し、標準化基準に適合するシステムの利用を義務づけるとともに、このシステムについて、国が整備するガバメントクラウドを利用することを努力義務とする旨が規定されているところでございます。

○中川浩利委員 このシステム標準化の実現によってどのような恩恵があるのか、自治体と住民それぞれのメリットについて、道の所見を伺います。

○榎波地域デジタル担当課長 情報システムの標準化により期待される効果についてでございますが、国によりますと、自治体情報システムの標準化により、住民にとりましては、全国の自治体でオンライン申請などの基盤が共通化され、24時間365日、行政サービスへのスムーズなアクセスが可能となること、また、自治体にとりましては、自ら行っていたシステム改修などが不要になるため、制度改正などへのスムーズな対応が可能となること、標準準拠アプリの共同利用による運用経費を削減できること、コストを抑えつつ簡便に様々な行政サービスが展開可能となることなどの効果があるとされているところでございます。

○中川浩利委員 効果があるとされているということでありまして、2021年度から標準準拠システムへの移行に係る動きがスタートし、目指すとされている移行期間の目標が2025年度、すなわち2026年3月末であることからしますと、既に折り返し地点を過ぎているわけでありませぬ。

全国的にも取組が遅れているとの声も聞きますし、中核市市長会が10月5日にまとめた緊急要望では、移行期限について、安全に移行するために十分な期間とは言い難いなどと不満をにじませていたと承知しますが、本道では果たして順調に進んでいるのでしょうか。

そこで、北海道及び道内市町村の取組状況について伺います。

○榎波地域デジタル担当課長 標準化に向けた道及び市町村の進捗状況についてでございます。

が、国の地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度末までに標準仕様書に適合したシステムへの移行が必要な自治体の基幹業務システムのうち、道が所管いたします児童扶養手当及び生活保護のシステムにつきましては、期限までに移行できるよう、現在、事業者と調整中でございます。

また、市町村が所管するシステムにつきましては、国がまとめた作業手順に照らした進捗率では、全国平均が約25%であるのに対し、道内平均は約24%であり、全国と同程度の進捗状況となっているところではあります。

道といたしましては、市町村によって状況には違いはあるものの、多くは着実に準備が進んでいるものと認識しておりますが、システム事業者が撤退し、代替が見つからない場合や、独自仕様のため移行に要する時間がかかる場合など、令和7年度末の期限までに移行が極めて困難なシステムを有する市町村も一部に見られるところではあります。

このような移行の難易度が極めて高い市町村につきましては、国が状況を把握した上で、別途、期限を設定することから、道といたしましては、対応が必要な市町村の状況について国に情報提供するとともに、国のヒアリングに同席し、実情に応じた移行期限の設定を働きかけてまいります。

○中川浩利委員 移行の難易度が極めて高い市町村も一部に見られるということでありまして、さらには国の動きを見ますと、今般示された政府による新たな経済対策、4万円の減税や非課税世帯に7万円の給付、加えてのさらなる支援を行うなど、国は様々動いているわけでありまして、給付を行う事務を担うこととなる自治体側の負担は相当なものになると心配しております。

ただでさえ遅れていて加速化が必要なところ、この作業の追加により、システム標準化の取組に影響が出るようなことがないのか、確認をしたいと思っております。

○榎波地域デジタル担当課長 標準化の取組への影響については、今般、国から示された新たな経済対策に関し、市町村では、その対応について現在準備を進めているものと承知しております。

市町村においては、標準化の取組を進める中、限られた人員での対応が見込まれ、御苦労もあるものと推察いたしますが、現在のところ、市町村からは情報システム標準化の取組に影響が生じているとの声は聞こえていないところではあります。

道といたしましては、引き続き、市町村の取組状況を把握しながら、それぞれの実情に応じた助言を行うなど、システム標準化の取組が円滑に進むよう、市町村への支援に努めてまいります。

○中川浩利委員 今の段階では、影響が生じているという声はまだ聞こえていないのかもしれないのですが、しっかりと目配りをしていただきたいというふうに思います。

次に、財源の関係についてです。

標準準拠システムへの移行については多額の費用が必要となりますが、国主導で実施する施策

【第1分科会 12月8日 第3号】

でもありまして、財政面の手当ては、当然、全て国の責任で行うべきものであります。

この点、総務省では、移行を支援するために基金を創設し、約1825億円を確保していましたが、全国知事会をはじめ、全国市長会、あるいは、先ほどの中核市市長会などからも、国の設定した補助上限額が低く、自治体の持ち出しが生じるなど、移行経費を賄うには到底足りないといった声が高まっていたこともありまして、今般の国の補正予算で基金に5163億円が積み増しされたというところでありまして。

今回の基金の積み増しにより、標準化に係る自治体の持ち出しが根本的に解消されて、移行に係る必要な経費は、全額、国負担により実施することが可能となるのか、所見を伺います。

○榎波地域デジタル担当課長 標準化への移行経費についてであります。標準準拠システムへの円滑な移行を支援する国のデジタル基盤改革支援補助金については、多くの自治体において、移行に係る費用の増大により、補助基準上限額を大幅に超過することが見込まれるため、道としても、全国知事会と連携し、予算の大幅な拡充や補助上限額の見直しなど、必要額を確実に措置するよう国に求めてきたところです。

こうした声を受け、国では、全国の自治体に対し移行経費を調査し、精査の上、要望に応えられる額として、今般の補正予算に5163億円を追加計上したものと承知しております。

○中川浩利委員 5000億円の積み増しがあったとしても、それでも自治体側が求める全額国庫補助には到底足りないという調査もございます。

そこで、道として、自治体負担の軽減、解消に向けて今後どのように対応していくつもりなのか、経費の面だけではなくて、多くの自治体ではデジタルに対応できる人材が限られていることを踏まえての対応について、道の所見を伺います。

○武田浩光副委員長 次世代社会戦略局長上原和信君。

○上原次世代社会戦略局長 市町村の負担軽減等に向けた対応についてでございますが、システム移行経費については、今般の国の補正予算で追加の措置がなされたところでございますが、このたびの基幹業務システムの標準化対応により影響を受けるそのほかのシステムの改修等を含め、自治体の負担が生じないように、道としては、引き続き、全国知事会と連携し、確実な財政支援を国に求めてまいります。

また、道では、デジタルに関する高い知識と技術を持つ専門人材を採用し、常日頃から市町村からの相談に対する助言を行うほか、ノウハウや人材の不足といった課題がある市町村に対して、専門的知識を有するアドバイザーを、昨年度は59市町村、今年度は53市町村に派遣し、地域の実情に応じた助言を行ってきたところであり、今後とも市町村の支援に努めてまいります。

○中川浩利委員 次に、基本方針の概要による説明によりますと、情報システムの運用経費等について、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとございます。

道庁のこういったシステムが標準化の対象になるのか、また、道としても事業費の削減が見込まれることとなりますが、道の試算ではどの程度の効果を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○武田浩光副委員長 情報政策課長笠井浩君。

○笠井情報政策課長 道のシステム標準化の対応についてであります。標準化の対象システムは、法令で20業務が定められており、そのうち、道が対象となるシステムは、児童扶養手当及び生活保護の二つのシステムとなっております。

道では、これら二つのシステムについて、国が基本方針で目標としている令和7年度末までに標準化の対応を完了できるよう、具体的な検討を始めたところであり、現時点におきましては効果を試算できる段階にはございませんが、今後、詳細な仕様を固める中で試算を行いまして、事業費の増加につながらないように配慮しながら取組を進めてまいります。

○中川浩利委員 そこはしっかり試算を行っていただいて、それに伴って、また国に求めるところは求めるというふうに進めていただきたいと思います。

次に、これまでの自治体の個別の情報システムについては、富士通やNECといった国内のベンダーがその多くを担っていたところではありますが、今後、海外企業が寡占的に運営を担うガバメントクラウドへの移行により、地場の事業者の参入が阻害されたり、かえって経費の増嵩やセキュリティが脅かされる等の課題や懸念がないのか、所見を伺います。

○榎波地域デジタル担当課長 ガバメントクラウドについてであります。自治体情報システムの標準化に当たり、標準準拠システムをクラウド上で利用できるよう、国が提供するガバメントクラウドは、不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて最新かつ最高レベルの情報セキュリティを確保できることなどを要件とする安心、安全を追求したクラウドであるとともに、国では、政府や多くの自治体が利用することによるスケールメリットを生かすことで、調達コストの低減が図られるとされております。

なお、道内を含め、多くのシステム事業者においては、現在、自社のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築するための準備を進めているところです。

○中川浩利委員 最後になりますけれども、システム標準化に向けては、デジタル庁とか総務省に任せ切りにせず、道としても、自らの課題把握は当然として、道内市町村からも移行に当たっての様々な課題を丁寧にすくい取って把握し、その解決に向けて協力して取り組んでいくことが重要であります。

国が先走っている印象は拭えませんが、移行期間とされる2025年度末に間に合わせるつもりであるのであれば、道として今後どのように取組を進めていく考えか、最後にお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○水口総合政策部次世代社会戦略監 今後の取組についてでございますが、現在、全ての自治体では、国の自治体DX推進計画に基づき、令和7年度末までに対象となる事務について、標準化基準に適合したシステムへの移行準備を進めておりますが、道内の多くの市町村では、ノウハウや人材の不足に加え、財政負担に対する懸念があるものと認識をいたしております。

このため、道では、地域説明会などを開催し、市町村に対し、標準化に関する情報提供や意見交換を行うとともに、専門知識を有するアドバイザーを派遣するほか、全国自治体と連携し、情

【第1分科会 12月8日 第3号】

報システムの標準化に要する自治体の負担軽減などについて国に要請を行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、市町村に対し、標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、セミナーの開催やそれぞれの実情に応じた助言を行うなど、丁寧に支援を行ってまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 今御答弁いただきましたが、本件については、デジタルに造詣の深い知事にも直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○武田浩光副委員長 中川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

北海道開発における北海道特例についてですが、北海道開発法は、北海道における資源の総合的な開発を目的として、1950年に制定され、この中で、国は、北海道総合開発計画を定めることとしています。

この計画の実効性は、いわゆる北海道特例によって、より確かなものになっていると考えますが、この北海道特例の内容についてお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 社会資本・強靱化担当課長米谷功君。

○米谷社会資本・強靱化担当課長 北海道特例についてであります。この特例は、開発の歴史が浅く、広域分散型の本道において、社会資本整備を重点的に進める必要がある中で確立された仕組みでありまして、河川法や道路法などの個別法に基づき、直轄事業における国の負担率や、道及び道内市町村が実施する補助事業における国の補助率は、他都府県で実施する場合よりもかさ上げされておりますほか、国道整備など、直轄事業の範囲が他都府県よりも広がっているなど、いわゆる北海道特例の仕組みが設けられているところでございます。

○新沼透委員 北海道開発予算については、ピーク時の平成9年度には約1兆円でありましたが、近年は約5000億円台後半で推移しており、ほぼ半減している状況にあります。道内では、特例により公共事業における国の負担率は全国に比べて高くなっておりませんが、北海道開発法制定当時と比べ、徐々に低下していると承知しています。

この特例により、公共事業を実施する際、北海道及び市町村の負担額が軽減されることは大きなメリットと考えます。こうした国費のかさ上げといった特例は、ピーク時と直近で比較するとどの程度縮小されてきたのか、具体の事業を挙げてお答えください。

○米谷社会資本・強靱化担当課長 北海道特例の推移についてであります。この特例の対象事業は、河川や道路、港湾、空港、農業、漁港など、多岐にわたっておりまして、それぞれ補助率が異なっておりますことから、全体としての比較は難しいところではありますが、例えば、河川事業のうち、1級河川の場合、昭和54年度の補助率は、沖縄県を除く他都府県が3分の2に対し、

道は10分の9となっていたものの、その後、数回にわたり段階的に引き下げられ、平成5年度からは、他都府県の補助率が2分の1に対し、道は3分の2となっているところであります。

また、道路事業の場合、昭和54年度の補助率は、沖縄県を除く他都府県が3分の2に対し、道は10分の7.5となっていたものの、平成5年度からは、他都府県の補助率が2分の1に対し、道は10分の5.5となっているところであります。

○新沼透委員 かなり縮小されているという実態が分かります。

令和6年度の国の施策及び予算に関する提案要望では、開発予算の一括計上や北海道特例など北海道開発の枠組み堅持という要望項目があります。

本道の社会資本の整備を推進していく上で、北海道開発の枠組みは、文字どおり、堅持すべきものであると私も考えますが、これはあくまでも最低限のものにすぎません。

折しも、国では、現在、北海道開発を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じていることを受けて新たな北海道開発総合計画の策定を進めており、また、道においても並行して新たな総合計画の策定を進めているところであります。

そうしたときだからこそ、地域の暮らしや産業を支える基盤の整備をこれまで以上にしっかりと進めていくことが重要となり、必要なものは必要であると訴えていくことが重要と考えます。

そのためにも、北海道特例の枠組みの堅持だけではなく、北海道の実情や課題を含めた柔軟な対応を国に求めていくことが必要と考えますが、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 計画局長笠井敦史君。

○笠井計画局長 北海道開発の枠組みについてでございますが、近年、頻発・激甚化する自然災害や切迫する大規模地震のほか、施設の老朽化への対応など、社会資本整備のさらなる推進は本道にとって喫緊の課題と考えてございます。

また、国際情勢の変化等により、エネルギーの安定的な確保や食料安全保障といった、北海道のみならず、我が国が直面する課題の解決に本道が貢献していく上で、北海道特例を含む北海道開発の枠組みは大変重要と認識してございます。

このため、道といたしましては、今後とも、北海道開発の枠組みを基本として、重点的、緊急的な対応が必要な取組に対する補助・交付金制度の拡充など、財政支援の充実強化とともに、北海道開発予算の確保などについて国に強く求めてまいります。

○新沼透委員 国が現在策定を進めている第9期北海道総合開発計画では、北海道が我が国に貢献するための土台を固め、食、観光、脱炭素化といった北海道の価値をさらに高めていくこととしています。

こうした理念は、道が現在進めている新たな総合計画の考え方にも通じるものと承知しており、北海道総合開発計画の下、様々な社会資本整備が着実に推進されるよう、道としても必要な予算の確保と財政措置の充実について国に対して強く求めていくよう、指摘をいたします。

次に、北海道の新たな総合計画に係る人口分析について伺います。

先日、新たな総合計画の素案が示されました。新たな総合計画に掲げる地域構造として設定さ

【第1分科会 12月8日 第3号】

れている六つの連携地域には、それぞれ、圏域の中で、行政、経済、医療、教育、文化などで拠点性の高い都市を中核都市と位置づけています。

2010年以降、北海道は全国に先駆けて人口減少社会を迎え、中核都市の役割として、圏域内の人口流出を受け止めるダム効果が重要視されています。

連携地域内の中核都市について、札幌市を除く旭川市、函館市、北見市、帯広市、釧路市の5市が、連携地域内の他市町村からの年間の人口転出をどれだけ受け止めたのか、20年前の2002年を100とした場合の統計が把握できる直近年の指数がどのようになっているのか、伺います。

○武田浩光副委員長 地域創生担当課長奈良華織君。

○奈良地域創生担当課長 中核都市の状況についてでございますが、連携地域内から中核都市への転入者数に関し、20年前を100とした場合の直近年の指数につきましては、例えば、道南連携地域の函館市では、2002年の転入者が3249人に対し、2022年は1617人と、1632人の減で、指数は49.8となっております。

以下、同じく、旭川市が64.6、北見市が55.5、帯広市が74.1、釧路市が56.8となっているところでございます。

○新沼透委員 中核都市においても、ダム効果に大きな差異があるということが分かります。

同様に、中核都市群や地域中心都市のうち、岩見沢市、小樽市、苫小牧市、室蘭市、留萌市、稚内市、網走市、紋別市、根室市について、所在する振興局管内における状況をお伺いします。

○奈良地域創生担当課長 地域中心都市などの状況についてでございますが、所在振興局管内から地域中心都市などへの転入者数に関し、2002年を100とした場合の2022年の指数につきましては、岩見沢市が49.6、小樽市が57.2、室蘭市が51.5、苫小牧市が55.1、留萌市が68.1、稚内市が53.8、網走市が51.3、紋別市が44.1、根室市が70.8となっているところでございます。

以上でございます。

○新沼透委員 今お伺いしましたのは、現在の計画において、中核都市、中核都市群、地域中心都市として位置づけられている市町村のうちの一部ですが、連携地域内の人口減少率、振興局所管地域の人口減少率、そして、今回お尋ねした中核都市等のダム機能の分析を総合的に実施すれば、どの連携地域のどの中核都市等に問題があるのか、おのずと把握できるものと考えます。

これらの地域の都市機能等を検証した上で、必要な対策を、振興局の地域計画策定作業だけではなくて、本庁段階で、地域づくりの基本方向などに反映すべきと考えますが、最後に見解をお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 地域創生局長大野哲弘君。

○大野地域創生局長 人口動態の分析などについてであります。道の総合計画は、政策の基本的な方向を示すものであり、個別具体的な施策や事業につきましては、人口減少問題など直面する重要課題につきまして分野横断的に推進する重点戦略計画や、総合計画の基本方向などに沿って連携地域ごとに地域振興を効果的に推進する地域計画などにおいてお示しした上で、一体的に推進することとしているところでございます。

道におきましては、次期創生総合戦略の策定に当たり、各分野の代表者等で構成するワーキンググループで、中核となる都市等の人口動態の状況把握や若者の意識調査を踏まえた要因分析を行いますとともに、現行戦略の検証などを進めることとしております。

道といたしましては、こうした検証結果や地域の皆様から頂いた御意見を踏まえ、人口減少対策に関する重点戦略計画である創生総合戦略はもとより、総合計画の地域計画である連携地域別政策展開方針に必要な対策を反映するなど、より実効性ある地域の創生に向け、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 終わります。

○武田浩光副委員長 新沼委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田浩光副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、12月11日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時58分散会